

平成28年9月第5回亶理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成28年9月7日第5回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	鞠子 幸則	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
被災者支援課長	吉 田 美 和 子	健康推進課長	岡 元 比 呂 美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	袴 田 英 美
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	阿 部 清 茂	代表監査委員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、16番 熊田芳子議員、17番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

まず、6番。高野 進議員、登壇。

〔6番 高野 進 君 登壇〕

6番（高野 進君） 6番、高野 進です。

2つ質問をいたします。

1つ目。観光資源の開発についてであります。質問要旨は、当町へこの交流人口の増加を目指す上で、観光資源の発掘や開発、創造が肝要であると考えます。そこで、観光資源の開発のため、悠里館5階の展望ホールですが、眺望を生かした田んぼアート作成、取り組んではどうかという提案でございます。ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 田んぼをキャンパスに見立てまして、色の異なる稲などを植えて巨大な絵や文字などをつくる田んぼアートは1993年青森県田舎館村のまちおこし事業の一環として始まり、現在では日本国内では100以上の個人・団体が取り組む事例もあり、さらには全国田んぼアートサミットまで開催されるなど、観光資源としての実績があります。

議員のご提案のとおり、悠里館から北側を眺めた場合、亶理町では田んぼアートを作成できる条件は整っていると思いますが、田んぼの地権者との調整、制作に係る費用、管理など大きな課題もあるのも事実であります。今後、亶理町の新たな観光資源として活用ができるかどうかを含めて検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 答弁の中で、条件は整っているということ。課題として地権者との調整、制作費などがあると。観光資源としての実績があるので、今後検討したいという捉え方をしたいと思います。よろしいですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるように、条件はそろっていると思います。と同時に、今現在での観光資源としての条件は整い過ぎるほど整っていると。あそこから眺める風景をよくごらんになっていただきたいんですけども、北から東に向かって榎袋、鷺屋、そこまでの風景はもうすっきりと屋敷林が展望できるわけであります。屋敷林につきましては、仙台地方のといいますか、この地域含めて、いわゆるイグネと称しまして特徴的な風景なわけですけども。仙台から北については今回の被災を受けまして昔の面影はほとんどなくなってきているかなというのが私の見方あります。そういう面で、亶理町は榎袋、鷺屋、蕨がありまして、しっかり残っています。あの風景は素晴らしいものがあるかと思えます。

そういう面では、例えば田舎館の場合は、私は100回以上行っているはずですが、20年にわたって年間6回ぐらい行っていましたが、あそこは津軽平野そのものなんですね。遠望できるのは岩木山、周りはぐるっと山に囲まれている。吉幾三の津軽平野の歌まんまなんですね。亶理町につきましては今の現状でも十分、悠里館から見る光景というのは十分資源として活用できるので、そんなに急いで考えなくてもいいのかと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） そんなに急いでもという話もございますが、実現の可能性なんですけれども、まさに追及といいますか、制作、いわゆる植え込みというのは大体4月から5月なんですね。それまでにやるならば十分、半年以上の期間があると見ています。それについては具体化していけばどのように進めるのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） どのくらい経費がかかるかと、それがまず第一になってくるのじゃないかと思います。今申し上げたように、今の現状でも観光資源としての風景は確保されていますから、やはり費用対効果というのは当然必要になってきますから。どのくらい経費がかかって、あるいはまたどのくらいの集客があって、またそれに対するランニングコストを計算した上じゃないとなかなか難しいと思います。そこからの始まりということになるかと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 当然、普通に回答というわけにはいかないと思いますが、町長の答弁の中で予算措置とか地権者との調整、これはかかるわけですけれども、それまでも時間があるということも申し述べておきたいと思います。来年の4月5月まで。観光資源はいろいろあるということですが、わたり温泉の再開、再々開と言ったらいいですか。あわせて交流人口増に資すると私は考えます。ぜひ、取り組む方向で検討されたいと申し述べておきます。

なお、通告外となるんですが、悠里館東の承水路、サケの遡上が見られればなお実はいいわけですけれども、これは通告外ですので、発言はここまでいたします。

次の質問に入ります。

2つ目。消防団員の確保対策についてであります。地域の消防活動を担う消防団へは18歳以上が入団できますが、人口減や高齢化で減少傾向が全国的に続いております。当町においても、震災前の501名からことし8月1日時点ですが、398名、減少しております。まさしく、消防団員の確保は急務であると考えます。そこで3点伺います。

1点目。消防団員確保対策としてどのような策を講じてきたのか、結果はどうか

お伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えします。

地域を災害から守り、地域の消防防災リーダーとして重要な役割を果たす消防団でございますけれども、近年の産業構造、就業構造の変化により多くの団員は被雇用者、いわゆるサラリーマンになっております。団員の減少と地域防災力の低下は懸念されているところでございます。亘理町におきましては、亘理町消防団協力事業所表示制度を広く周知し、町内外の民間企業、事業所においても消防団活動に対するご理解とご協力をいただき、被雇用者でも消防団に入団しやすくかつ活動しやすい環境づくりを進めてきている状況でございます。

亘理町では、現在22の事業所のご登録をいただいているところでありますけれども、今後も多くの事業所との協力体制を構築して地域防災力のさらなる維持向上を図るため団員の確保に邁進したいと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 消防団協力事業所表示制度というのがあります。町の発注工事にかかわる事業所、主に土木建築なんですけれども、それらの事業所は登録されておりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 総務課長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 現在、22事業所の中におきましては建設工事の事業所が町外も含めてなんです、13事業所。それから水道の工事関係の事業所が2事業所入っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 現在の登録事業所は22事業所。震災前は幾らだったんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） こちらの実施要綱の制定なんです、22年11月末ということで要綱制定しておりますが、平成23年3月に事業所等への呼びかけで登録を進めたいと考えておったんですが、3.11の東日本大震災でちょっとおくれまして、始まりが平成23年8月ということなので、その時点では21事業所登録いただきまして、その後

1 事業所登録いただきまして、現在22事業所ということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 一般競争入札の際に、地域貢献実績として評価しているかどうかという質問であります。要するに、その評価点数に幾らか加算するということ。いわゆるインセンティブ、これについての考え方はないか。

仙台市では平成21年度、28事業所ございました。規模からすると少ないんですが。震災後、平成28年は78事業所、3倍近くにふえております。これはインセンティブを与えているのがきいているのかなと私は見えています。それについて、町の考え方をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 企画財政課長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 多分、議員おっしゃっておられるのは一般競争入札の中でも総合評価の落札方式のことですよね。議員お話しされている内容については総合評価の落札方式というか、通常の入札方式とちょっと異なるんですけども、通常ですと落札価格、いわゆる金額のみで落札決定しているわけですけども、それプラス評価方式ということで、企業の品質管理あるいは施工管理、それから安全性等数値であらわす。最終的に総合的に評価して落札決定という方式です。それに最終的に地元貢献というのはポイントで加算されますけれども、今回のケースの場合、そういった地元の貢献度という数値で加算されて落札決定する方式でございます。

この制度については、今現在国と都道府県、政令指定都市も含まれると思いますけれども、そういった類いの公共工事で発注しておりまして、亶理町については今のところは総合評価方式での入札についてはまだやっておりません。

現在までなんですけれども、地元の企業で県あるいはほかの都道府県で入札する場合、この総合評価の落札方式の場合ですね。地元の業者から申請があった場合については町で登録されて地元で貢献していますよということで、町で公印あるいは担当課長で押印して、それをもとに企業が都道府県なり総合評価方式の落札する自治体に申請しているという状況でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） そのような考え方、是とするわけですけども、これから協力事業

所を勧誘する場合、それらの点を含めて説明をして勧誘したらいかがですかと質問いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 勧誘に当たっては、まず第一に消防団の活用内容をご理解いただくことを前提に、その中で議員が申される、こういうのもありますよということでお話を進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 2点目に入ります。

消防団員確保対策ですが、問題点と今後の対応策をあったらお答えいただけますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたと思うんですけども、やはり消防団員のメンバーが減少していることを踏まえまして、地域防災力の低下というのは大変懸念されているところであります。消防団員の確保というのは本当に喫緊の課題であると認識しております。

現状では、消防団員や町内会、自治会を通じましての勧誘が主でありますけれども、消防団活動内容の周知が十分でないため理解いただけないこと。あるいはまた災害時の活動は別として訓練、講習が多く参加が難しいということなどの声もあります。また、サラリーマンの方からは仕事が忙しく都合がつかないと断られるケースもあるようでございます。

今後におきましては、町の広報誌、ホームページ等で消防団活動の具体的内容などについてなお一層町民へ周知するとともに、企業への協力事業所としての登録・従業員の消防団への加入についてお願いしてまいりたいと考えております。そして、消防団長初め、幹部の方々とも訓練や演習の参加や開催日など、団員の活動環境の改善についてもいろいろと検討しながら団員の確保に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） なかなか難しいというような印象を受けました。当町の消防団員、398人だと先ほど申し上げましたけれども、約42%、170人が町外に勤務しております。問題点は昼間の火災のときに集まりにくい、これらが現状にあります。

先日、8月28日日曜日、亶理町消防団秋季水防合同演習がありました。そこで、消防団長は挨拶の中で多くの方の入団をお待ちしていますと簡単に言いましたね。ぜひ、ご紹介願います。苦渋の挨拶であったと私は思います。

それを踏まえて、次、3点目の質問に入ります。

平成27年9月の定例会での総務常任委員会から所管事務調査報告書の意見にある消防団サポートプロジェクト事業の取り組みを検討し、消防団OBを活用した機能別消防団についても検証し、消防団増員につなげるべきとのことについてお伺いするわけですが、消防団サポートプロジェクト事業、消防団員になると家族を含めて特典がある。これはインセンティブですね。お店に行けば何割か引いてもらえる飲食割引、これは東京ですが、例えば15%、そういうインセンティブ、特典があるということです。この消防団サポートプロジェクト事業についてですが、その取り組みを検討してきたかどうか。そして考え方、それをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 委員会のご意見としてご報告いただきました消防団サポートプロジェクト事業につきましては、宮城県内で平成27年12月からみやぎ消防団応援プロジェクトとして取り組んでいるものであります。事業に賛同される事業所の協力を得ながら、地域を挙げて応援することによりまして、消防団員のモチベーションの維持向上を図るとともに、新たな消防団員を確保することで、地域防災力の充実強化につなげているところであります。

具体的には、消防団員やその家族がみやぎ消防団応援事業所において買い物や飲食等をした際に、消防団員カードを提示することで各種サービスにおいて割引などの優遇措置が受けられるものであります。県内では現在436事業所の登録をいただいているようですが、亶理町においては優遇制度を受けられる事業所はまだ1事業所となっていることから多くの事業所に趣旨賛同いただけるよう今後もPRしてまいりたいと思います。

また、機能別消防団についてですが、消防団、消防署職員OBについては、豊富な経験を生かして消防団活動に携わることも可能とは存じますが、年齢、体力の問題や仕事の都合により退団された方も多いため、機能別消防団員の確保は極めて難しいと理解しております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 機能別消防団については難しいということ。問題は、消防団サポートプロジェクト事業。町内では今1カ所だということですが、やはりこれは商工会などの協力を得て消防団員数の確保に努められたらいかかということが1つ。難しいならば大型スーパーなどが手始めか。それについてはいかがですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） サポート事業について先ほど町長答弁にありましたけれども、本町では1カ所ということで、亘理生協の中に入っているホワイト急便というクリーニング屋さんが、県内のホワイト急便のクリーニング屋さんは大体登録しているんですが、そこだけが亘理町では今のところ該当してございます。隣まちの岩沼市とかはまた別のクリーニング屋さんとかいろいろ利用できる事業所もありまして、そちらの団員の方は、先ほど答弁しましたみやぎ消防団応援プロジェクトのカードを昨年12月に団員にそれぞれ配っていますので、それを提示して受けられるという状況でございます。

前置きが長くなりましたけれども、商工会と連携してということなのでPR不足が多々あるのかなとも思いますので、商工観光課とも相談しながら商工事業者へPRを進めてまいりたいと思っています。その中で、大型スーパーもまた商工会の中等で検討させていただきたいと思うんですが、まず消防団に対する理解、先ほど申し上げましたけれども、それをまず皆さんにいただくというのが大前提かと思えます。確保につきましては、区長等も通じて消防団、それから交通指導隊、防犯実動隊もちょっと欠員等生じてございますので、そちらもPRしながらできる人へのお声かけ等お願いしているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 前向きな答弁、いいですね。団員数は数字にあらわれるものです。大変でしょうけれども、行政とともに考えたいと思います。以上をもって一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって、高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、3番。小野一雄議員、登壇。

〔3番 小野 一 雄 君 登壇〕

3 番（小野一雄君） 3番の小野一雄であります。

私は、発展期における行政区のあり方について。2点目は地区体育館の利用促進

と諸設備の整備について。3つ目が海岸防災林再生・整備促進についての3間について質問いたします。

発展期における行政区のあり方ということで1番目ではありますが、東日本大震災からはや5年6カ月になろうとしております。災害公営住宅、集団移転団地の整備など恒久的な住まいが確立されつつあります。

このような状況の中で、発展期における行政区のあり方について町当局の見解をお伺いしたいと考えております。

まず、(1)ではありますが、行政区によって大幅な世帯数の変化が生じています。この中で、コミュニティー確立のためにどのような取り組みをしてきたのかということをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問のとおり、災害公営住宅、集団移転団地の整備も含めまして、震災後最大で357世帯が増加している行政区がございます。このような状況下で各行政区においてもコミュニティー事業を実施しておりますが、コミュニティー確立のための具体的な取り組みといたしましては宝くじ助成事業等を活用し5地区のまちづくり協議会で活動するに当たり必要な備品整備、また今年度におきましては浜吉田西区で地区住民が参加する夏祭りに必要となるやぐら整備に対し補助をしたところであり、今後についてもコミュニティーの再生・確立のために必要な備品等について各種事業を活用しながら積極的な支援を行ってまいりたいと思います。また、地域の特性を生かしながら自主的、主体的に活動しております5地区のまちづくり協議会におきまして平成26年度より順次地区計画を策定し、各種の事業を実施しているところであります。

具体的には、被災地域であります荒浜地区、吉田東部地区におきましてはコミュニティーの再生を目的とした荒浜復興祭やふれあい健康祭り（ミニ運動会）などを実施しておりまして、また亘理地区、吉田西部地区、逢隈地区においては移転した被災者の方も気軽に参加できるようなもちつき大会や夏祭り等の各種事業を実施しており、それぞれの地区の現状と実情に即した工夫ある事業を展開しており、町といたしましても以上のようなコミュニティー事業を実施しているまちづくり協議会への財政支援はもとより、職員の派遣等の人的支援も実施しているところであります。

今後につきましても、コミュニティー活動として行われる各地区の防災活動等に

についても積極的に支援しさらなる地域活動の活性化を促進してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） ただいまの町長の答弁では、まず被災した人たちの地域においては復興のためにいろんなイベントを開催しながら再生に向けての事業といったものを行っているんだ。また、私のように被災地から新たな転入者といいますか、そういった箇所においては地元の方々や転入者が参加しやすいようなもちつき大会などをやって、早くコミュニティーづくりに取り組んでもらいたいという答弁があったわけですが、私もこの取り組みについてはなるほどいい取り組みだなと思っております。

実は、私の住んでいる江下団地なんですけれども9月22日、社会福祉協議会その他の関係団体によるお祭りを開催して地元、昔からいる方々と転入者の方々の交流をやりましょうということで、マグロの解体ショーといったものをやりながらコミュニティーづくりのきずなを深めていこうというイベントがあるようであります。私もぜひ参加してみたいものだと考えております。

よく、新しい人たちが前から住んでいた人たちとコミュニティーづくりをやるために何が大切なのかと考えてみたんですが、私はやはり新しい方と昔からの人たちの心の融合が一番大事なような感じがしております。この心の融合を図るためにはどういった手段で、気持ちを持ってこういった交流会に参加するのが大切なのかと。1つはまず地域の方々と顔合わせが大事だと。やはり、お互い顔を知らないで全然話もできない、挨拶もできない。この顔合わせ、これが大事。2つ目は心合わせ。これがだんだん顔を知ってくると心合わせが出てくる。それがだんだん構築されますと力合わせになって地域の力になる。このように私は考えております。

こういった考えであります、今答弁の中でその前段として町として、社会福祉協議会なりが先頭に立ってまちおこし、再生に向けた取り組みをやっておるわけですが、まず町長、今の私の考えについてどう思いますか。お答えください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員のおっしゃること、全くそのとおりだと思います。私もコミュニティーというのはあくまで人ですから、まず一番は挨拶することじゃないかと思っております。現在、亘理町の小学校、中学校では志教育で何年か前から挨拶運動やって

います。役場庁舎内でも職員に向かって常に挨拶しましょうと。ですから、隣近所から挨拶運動するのが一番肝要なことじゃないかと思います。英語でいうとスピーカーだそうでございますけれども、日本人の特に男はなかなか会話下手というか、自分からこうというのしませんね。

今回、震災の際いろんな集会所にも行きましたけれども、元気なのはみんな女の方だったです。男の方は二、三人こっちのほうにいて黙って将棋やったりそんな程度なんですね。ですから、ここはひとつ、新しいところは挨拶運動を展開していただきたいなど。もう一つは、本当にばかがつくくらい熱心な人が必要なんですね。このことを一番だと思えます。町でやるいろんな施策はあくまでもサポートであって中心じゃないんですね。あくまで人です。ですから、まず私が提案したいのは、議員と全く同じですね。挨拶運動から始めましょうということをまず私も提案したい。

この運動をまちづくり協議会にもお願いしていました。これを全町的にやりたい。小中学生に倣って、高校生に倣って、展開していきたいものだなと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 一番大事なのは挨拶運動だ。私も同感であります。関連がありますので、（2）に移りたいと思います。

大幅に標準世帯数を超える行政区が発生していると表現してありますが、町の用語では標準世帯数というのがないんですね。これは私のつくった造語でありまして、後で申し上げますが、見直しを図りコンパクトな行政区をつくるべきではないか。

標準世帯数といいますのは、私の表現は、町の互理町連絡行政区の設置に関する云々という規則がここでは300名を超える行政区においては副区長を置くことができるとあります。したがって、私の独断で300世帯あたりが標準世帯なのかなということで標準世帯数という用語を使わせていただきましたので、これにこだわる必要ないと思います。要は、その300名を超える行政区が大分発生していますね。コンパクトな行政区をつくるべきではないですかという質問です。まず答弁お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

行政区の見直しにつきましては最近では中町南・北の行政区を統合しまして中町、

吉田浜南・北と大畑浜南・北を統合して大畑浜、荒浜1丁目から5丁目までを統合してあぶくま、下茨田区の分割によりまして下茨田南、下茨田北と見直しを図ってきたところであります。今後につきましても、行政区からの要望、あるいはまた人口の変動を注視しながら柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、町長答弁にもありましたように、震災以降、荒浜・吉田東部においては行政区の統廃合がありました。その反面、現在の集団移転先あるいは集合住宅の建設に伴って、膨大な世帯数を超える行政区が発生したことは否めない事実であります。

そこで、行政区の適正な世帯数というのはどのくらいが望ましいのかということをお尋ねしたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実は、震災前だったと思うんですけども、やはり下茨田地区がふえてきたと、そういったいろんな事情がありまして協議を重ねて一つの方向性というのは出してあります。それについては担当課長より答弁させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど議員からもお話がありました互理町行政連絡区設置並びに区長選任に関する規則というのがあります。その中で適正規模ということで1行政連絡区をおおむね100から150世帯を最低の基準とすると。それからまた、最大世帯数をおおむね400世帯程度とし、これを超える場合は分区の方向で検討するということが記載されています。

ただ、これについては震災前の状況でありまして、おおむね400世帯と記載されていますが、今後分区を希望する行政区の区長並びに役員の方々と協議しながら、最大世帯数400世帯となっておりますが、今後検討していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、企画財政課長の答弁にありましたように、100から150が最低の世帯数。最大は400世帯という考えだということであります。

ちなみに、現在、震災以降67の行政区があるわけでありまして、400世帯を超える行政区は、これは私の調べであります、ことし6月末の数字であります、7

行政区あるんですね。ちなみに、一番多いのが下茨田南、722。下郡が625。南城東区が509。早川が506。中泉が449。今泉が432。鹿島が417。400世帯を超える行政区が7つですね。このくらいあるわけです。

今答弁ありましたように分区も考えるんだということではありますが、その中で地元の行政区の要望があった場合というお話がありました。例えば、このような行政区において分区してくださいという要望があった場合に、ただ単に数がオーバーしたから分区しますよというわけにはいかないんでないかと私は考えます。分区に当たって、このような条件が提示されたらオーケーですという条件、こういったものはどんな項目があるかお答え願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まずもって、基本的な考え方なんですけれども、前からずっと一つの考え方ということでたびたび議会でも討議されたことなんですけれども、亶理町は従来その地域地域の考え方を尊重するというで現在の行政区になっています。ですから、少ないところだと鷺屋で18戸ですか、私の記憶では。私のいる五日町では57戸ぐらいですか。桜小路中だと26戸か7戸ぐらいで、桜小路だけでも東・中・西とありますね。それがなかなか一緒にならないですよ。

ということは、どうしてもやはり町内会的な要素もあると。先ほど議員がおっしゃったコミュニケーションが一番大事だという考え方、亶理町としては持っています。ですから、地域の意向が一番大事だと。分区するにしても、あるいは一緒になるにしても、これはやはりそれぞれ時間がかかるかなという認識はしています。あくまで、地域の考え方を尊重ということが従来の亶理町の考え方、今後私もその考え方を踏襲していきたいと思っております。具体的なことについては担当課より少し詳しく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 具体的には、境界の設定については行政区界、できるだけ道路あるいは鉄道の線路あるいは河川、水路等の恒久的な構造物の施設によりまして、境界が入り込んだり、飛び地が生じないように区画するというのが前提です。もう一つについては統合、分割する場合については、関係住民の意思を尊重し、住民の理解と協力を得るものとするということで、これについては町側の発意でなく、あくまでも行政区の発意ということで、行政側におきましてはこれまで分区する場合

については区の役員会、最終的には区の総会を経て住民の方の合意を得て申請されてから手続等踏んでまいりますので、そういうことで今後も同様に区の発意によりまして町では進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今の答弁、理解します。しからば、地域住民から要望が出て、町当局もわかった、これに着手しようとなった場合、どのくらいの猶予期間、移行準備期間、こういったものが必要なのかを教えてください。例えば、半年かかるよ、1年かかるよ、2年かかるよ、おおむね大体の考え方で結構ですから、お答え願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、これまでの実績を上げますと、区の総会をもって町に申請します。その際、町で判断しますが、今のような飛び地あるいは道路、鉄道等うまく行政区界ができるか。それについては当然隣接する区の区長との話し合いも必要ですので、その過程でいきますと区の総会、通常ですと2月3月申請されてまして事務的にはすぐ終わるんですけども、最終的にはさらにその行政区が分区あるいは合区しますというという報告が区の総会で必要ですので、町では手続上は恐らく二、三カ月で終わりますけれども、最終的には行政区で次の総会で分区あるいは合区しましたという報告が必要ですので、総体的に考えますと1年というところで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 本来、1年ぐらいの移行期間が必要だということで、やはり私も住んで1年半近くなるんですが、大き過ぎてなかなか大変ですね。けさも回覧板が来たんですけども、今まで私のところは60戸で回覧板回していたんです。60戸ですよ、60世帯。そうしますと、ぐるっと一回りするのに2週間かかるんですよ。私は43番目なんですが、私のところに来るのに10日かかるんですね。それで現在の行政区もこれではいかんということで3つに分割している。8月から26戸になっているんです。そしたらけさ、26戸で回覧板来た。私のところに来るのに7日かかった。現在、26戸にしても7日かかった。そしたら、9月4日の情報がけさ来た。

こういったハード面の整備の必要がある。回覧板とか、そんなのはごく一部なんですけど、1つの例を挙げればこんな現状だということでなかなか大変だと思ってお

りますので、そういった背景もあるんだということをご承知願いたいと思います。

これに関連して、次の（３）に移りたいと思います。

被災地及び遠隔に居住している方々への広報誌等の配布作業の現状はどうなんでしょうか。また、これに伴う区長報酬に変化はあるのかということをお尋ねしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） まず初めに、広報配達につきましては各行政区長にお願いしているところであります。行政区長におかれましては、常日ごろより円滑なる行政運営のために町と町民の方々のパイプ役としてご尽力賜っていることについてこの場をおかりして改めて感謝したいと思います。

それでは、震災後の広報事業でございますけれども、平成23年4月号から6月号まではA2判の新聞タイプで広報を作成し、各避難所を初め町内のコンビニエンスストア等にも配布し、情報周知を徹底に努めてまいりました。その後、平成23年7月号から通常の形式に戻すとともに、町外への避難者に対しましては生活再建に関する制度など町政情報の周知漏れを防ぐために希望者への郵送を開始しまして、現在も約200世帯の方への郵送を継続しております。また、岩沼、角田市内のスーパーを含めコンビニエンスストア等への設置についても現在も継続している状況であります。

次に、区長報酬についてですけれども、報酬額は年額17万8,500円のほかに住民登録世帯数1戸当たり2,300円の戸数割を上半期と下半期の2回に分けてお支払いさせていただいております。住民登録世帯数をもとに戸数割といたしておりますが、被災した行政区においては避難や住宅再建のため住所を置いたまま別の場所で生活している方も多く、住民登録世帯数を戸数として計算してしまうと、住所の異動をしていない方も戸数割に含まれてしまいます。また、広報配達についても今述べましたように郵送などで対応している方もおられることから、被災した行政区の区長報酬の戸数割につきましては住民登録世帯数をもとにした数ではなく、広報を配達している世帯数を区長から申告していただきまして、実際の生活実態をもとにした数で戸数割を計算しているところであります。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） この町の広報については、私は7月、伊達市の訪問に、町民号に参

加いたしましてイチゴ農家との話の中で出てきました。一番頼りにしているのは、町からの広報なんだと。こういう話を聞いたときに、ちょっと胸がじんとききました。やはり遠くに離れている方々はふるさとの情報が欲しいんだなということを本当に思ったわけです。それで、これは大事な作業であります。

ちなみに、今私北海道と言いましたけれども、そのほか遠くに200世帯郵送している。そのほか遠隔地に郵送している箇所はどの辺ありますか。遠いところと思うようなところ。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今、手元に資料ないですけども、遠くということで関東でいいますと東京都内、関西だと京都ということで伺っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 了解しました。区長報酬の関係なんですが、住民登録に伴う戸数割でなくて実績に基づいた区長報酬、戸数割を計算しながらやっているということで答弁ありました。ということは、こういった現実は、どのくらいあるのかなと。例えば、67行政区においてどのくらいあるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） まとめた数字はないんですけども、例えば平成27年度上半期の区長報酬の状況から申し上げますと、例えばあぶくまですと住民登録の世帯が102なんですが、区長から申告いただいている数については70世帯。箱根田西については169世帯に対して156世帯。箱根田東が181世帯に対して170世帯。港町が80世帯に対して65世帯。鳥屋崎の区長につきましては80世帯のところ72世帯に配付しているということで、10～30ぐらいは必ず減っているという状況でございますし、吉田東部地区の開墾場区につきましては84世帯のうち72世帯。長瀬浜につきましては137世帯のうち121世帯。大畑浜につきましては26世帯のうち13世帯。野地につきましては109世帯のうち87世帯。浜吉田東につきましては100世帯のうち92世帯ということでご報告をいただき、それに基づいて下期分の報酬を支払ってございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 明確な答弁ありがとうございます。次に移りたいと思います。

大きな2番であります。地区体育館の利用促進と諸設備の整備ということで質問

いたしたいと思います。

(1) ですが、夏休み等における学校生徒の使用の手続はどのようになるのかということをまずお尋ねします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 生涯学習関係ですので、教育長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

体育館の予約利用者がなく、あいているときに児童生徒が利用する場合は原則、保護者が付き添う形で個人利用簿に必要事項を記入していただきまして利用することができます。ただし、大人数で占有して利用する場合は体育館使用許可申請書を提出しまして使用料を納入の上、利用していただくようになっています。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） この問題ですね、夏休み等と申し上げておきましたが、冬休み、学校生徒が長期間にわたって休みに入ってそれぞれの体育館を使用すると。要は利用する子供たち、小学生、中学生といいますか、単なる遊び感覚で体育館を使っている感じが見受けられる。あるいは、シューズ履かないではだして利用している。あるいは、せっかく体育館に来たのにゲームに夢中になっているんですね。そんなことが見受けられますので、その辺の指導をまずお願いしていただきたいと思います。

次に移ります、2番。使用者が利用しやすいように、種目ごとの使用日を設定してはどうかということではありますが、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 1問目について、学校を通して子供たちの指導、使用のマナーといったらいいでしょうか、そういうこともあわせて学校側にお話ししておきたいなと思います。

2番目でございますが、現在体育館を利用している方々は曜日を決めて活動していると思われま。そういう方々がほとんどなわけでございます。今後、種目ごと使用日を設定した場合、一部のサークル等団体によっては人数が集まらない、あるいは都合の悪い曜日が出てくるということも想定されます。そのほかに、一時的な利用者等もおりますので、今現在やっているような利用形態が望ましいのではないかなと考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） これは現実問題として、あるグループが体育館の半面を使用していたところ、後から二、三のグループが来まして、片やバスケットボール、片やバレーボールと。半面の中で。そういった事象があるという現実がありました。窓口にご相談をして、融通しながら精査してもらったわけではありますが、要は窓口業務が受けやすいような運営しやすい、夏休み等でありますから不特定多数の方々が来るわけですね。私のグループはこれやりたい、これやりたい。そうすると、窓口ではどういふふうに采配したらいいのか戸惑ってしまうという事象の発生が予測されるということでありまして、こんなお話を申し上げてみたわけではありますが、この辺は窓口業務の担当がスムーズに采配できれば問題ないわけであります。ですから、私は半面ごとに使用しているときなど、複数での申し込みがあった場合、窓口業務はスムーズにやっていけるんじゃないのかという考えで質問するわけです。どうですか、この辺。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やはり、体育館の広さというのも決まっているわけでございますので、利用者等がかなりの数になった場合は窓口で調整するというのが当然しかるべきでございますので、そういうことをこちらで指導していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） ぜひ、そのような指導方をお願いしておきたいと思っております。

次、3番に移ります。佐藤記念体育館のアリーナ用ネットフェンスの破損が著しい、早急に整備をすべきでないかということでもあります。これは、アリーナ用のネットフェンス、簡単に言えば卓球などやる場合に台の周辺を囲むんですね。ボールがよそに影響しないように。これがたしか40近く、新旧入れてあるわけであります。大分破損しているものも多いということで利用者の方々からいろんな声が聞こえてきます。これについての質問であります。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） アリーナ用ネットフェンスと書いてありますけれども、防球ネットのことじゃないかと思っております。枚数がかなり多く、42枚あるわけでございます。かなり古いものもあります。古いネットが30枚ほどあって新しいのは12枚なの

で、そういうことで古いネットが破損している箇所も確認しましたところありますので、早急に年次計画を立てながら対応してまいりたいと思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 年次計画でやるということでございますが、現在佐藤記念体育館を使っている卓球グループの方々、週に5日間使っている。私の調べなんですけれども。月曜日、火曜日、木曜日午前午後、土曜日、1週間のうちに5回使っているわけですから、かなり頻度が高いということです。特にご案内のとおり卓球熱についてはリオデジャネイロのオリンピックでは大分卓球効果が宣伝されて、今佐藤記念体育館を利用している方々も大分高年齢の方が多いわけでありましたが、私たちは医療費削減のためにスポーツをやっているんだという声を聞きます。本当にありがたいなど。ぜひとも、けが防止、気持ちよくスポーツに励んでいくためにも早急な整備を期待したいと申し上げておきたいと思えます。

4番に移ります。吉田体育館西側駐車場に水たまりが生じる箇所がある。早急に整備を図って駐車場としての有効活用すべきでないかという質問であります。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 現場を確認しております、どうも傾斜があつて排水がなかなかいかないとなっているようでございます。関係課と既に話をしておりますので、早急に整備してまいりたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） ぜひ、早急な取り組みをお願いしたいと申し上げておきたいと思えます。この関係については、私なんかも利用しておるわけでありまして、何か我々でできるような簡易な対策はないものかということではいろんな知恵を出しながら、例えば高いところに水切りをつけてやれば金かからないで済むよという話とか、あるいはあそこ大体50平方メートルぐらいが沈下している。そこに簡易なアスファルトを敷けばすぐ解決できるというアドバイスも受けておりますので、ぜひ早急な対策を講じていただくよう申し上げておきたいと思えます。

次の大きな3番。海岸防災林再生・整備促進について質問いたします。

まず、町内に所在する国有林、県有林、町有林の植樹事業の現状はどのようにな

っているのか。そしてまた、今後の取り組みについてはどうなりますかという質問であります。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 東日本大震災で被災した海岸防砂林は国有林、県有林、町有林、合わせて約90ヘクタールを国の直轄災害復旧事業より復旧しております。盛り土工事につきましては平成27年度で全体の約75%を完了し、平成29年度までには全て完了する予定であります。植樹につきましては、国の直轄災害復旧事業で行っており、平成28年7月現在で県有林が38%、町有林が14%の進捗です。国有林につきましては、本年度より植樹を開始する見込みと伺っております。

これらの植樹は国の直轄災害復旧事業で行うもののほかに、宮城県が定めた「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」に基づきましてNPOや民間事業者等の支援をもらいながら進めるものでありますけれども、特に町有林は、昨年度からNPOわたりグリーンベルトプロジェクト、今年度からは宮城県土地改良事業団体連合会、公益財団法人イオン環境財団の協力をいただきながら植樹を行っております。今後も継続的にNPOや民間事業者の協力をもらいながら平成32年度までに完了する予定であります。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、町長から答弁がありました。この事業については、亘理町に所在する国県町の防災林があるわけでありましてけれども、復興計画では事業の中身が、事業費が見えてこないわけです。これはいろいろ聞きますと、国の直轄事業だから明示されていないという話ですが、町有林が55ヘクタールもあるわけでありまして、町民としてあの辺の事業はどれぐらいなのかなど知りたいものだなということで、町有林にかかわらず、海岸防災林、通常防潮林とっておりますけれども、この事業費についてわかれば答弁お願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 復興計画の実施計画については今言ったように林野庁の国直轄事業なので、事業については載せておりません。ただ、林野庁からお聞きしましたところ、町有林に係る面積で申しますと52.69ヘクタール分の総事業費が24億1,853万円でございます。平成27年度まで盛り土と植樹ということで合計6億7,000万円ほど執行しております、盛り土と植樹合わせて進捗率が27.7%ということで

お聞きしております。ちなみに、国直轄事業として国県町有林で合計約90ヘクタールだということでお聞きしております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） ちなみに、参考までに面積の内訳、町有林についてはお話がありましたけれども、私の記憶だと55ヘクタールぐらいかなと理解しておるわけですが、面積の案分ですね、参考までに教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今回、国直轄で復旧する面積につきましては約90ヘクタールということがございます。県有林が35ヘクタール、町が55ヘクタール、国有林が15ヘクタールということで、約105ヘクタール、あそこの吉田浜・大畑浜の海岸林がございます。その中で全部合わせますと105ヘクタールになるわけですが、生き残った松がございます。そういった分が約15ヘクタールございますので、復旧する面積は約90ヘクタールということがございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 了解しました。

では、（2）に移りたいと思います。本年10月に予定されております植樹祭について伺います。まず、この植樹祭について町の取り組みはどのようなのかという質問でございます。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本年10月1日土曜日に吉田浜の海岸防災林におきまして、宮城県の後援をもらい亘理町と公益財団法人イオン環境財団の共催で第1回宮城県亘理町植樹を開催する予定になっております。この植樹は、「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」に基づきまして、亘理町、宮城県、イオン環境財団の3者で協定を締結し、東日本大震災で流失した海岸防災林の再生と未来につながる緑あふれる沿岸部の再生を目指しまして、今年度から3年間で11.3ヘクタールの植樹を行うものであります。

町といたしましては、この植樹を単なる海岸防災林復旧にとどめず、「鳴り砂の杜」として吉田浜の自然環境の再生を考えていくことから、イオン環境財団との共催で植樹祭を開催することにしております。現在、町では植樹祭の開催に伴う関係機関との調整を図っておりまして、町民の皆様への参加募集や会場設営等を

行ってまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、答弁ありましたように、一番大事なのは町民の参加ではないのかなと私は思っております。イオン財団、前々からいろんなマスコミ等で報道されておりますが、私の手元の資料ですと、ことし6月にイオン環境財団が全国でこういうことをやっていくんだということが載っております。海外でも植樹をやっているんですね、イオン財団。カンボジア、ミャンマー、中国、こういったことをずっとやっているんですね。国内では、北海道厚真町というんですかね、7月。亶理町が10月1日。これから11月12日が大分県武雄市ということで全国、国際的にもイオン財団が緑の再生に向けて取り組んでいることを大変ありがたいことだと思っております。

それで質問ですが、町を挙げて住民参加を求めていくという答弁がありました。この背景にわたりグリーンベルトNPO法人の関係ですね。これはやはり忘れてはならないのではないかなと。今回の植樹祭においてわたりグリーンベルトプロジェクト、この連携、こんなことでやっていくんだという内容がわかれば教えていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） グリーンベルトプロジェクトについては平成27年から県内の県有林NPOの認証を受けまして、今現在まで森林づくりということで協力いただいております。今回の宮城県亶理町の植樹祭ということで10月1日イオン環境財団と共催しますけれども、当然グリーンベルトプロジェクトさんも入りますけれども、亶理町としましては、まず最初に今回の6月補正で可決いただきましたけれども、参加者の記念品ということで、ワタリングッズあるいはわたり温泉鳥の海の入浴券、お茶代、昼食代ということで合計930万円ほど予算計上させていただいて可決いただいでこれから執行する予定です。

それから、人員の募集については先週になりますけれども、企画財政課、農林水産課の職員が各小学校を訪問しまして、この事業概要を説明するとともに、小中学生、保護者の方々に対して参加を呼びかけてきたところでございます。今週の9月10日、11日ですから間もなくだと思いますけれども、PTA東北大会の弘前大会に参加予定の町内の小中学校のPTA会長、役員の方々に対しても事業参加の協力を

呼びかけする予定となっております。

ですから、町としましては、グリーンベルトプロジェクトの支援といいますか、全体的にこのイベントを盛り上げるという形で各小中学校に参加要請あるいは6月補正での財政的支援ということで行っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） さまざまな面で支援していくんだということを理解できました。隣の岩沼市では立派な「千年希望の丘」というのをつくりまして、ことしの実績見ますと、1万2,000人集めて10万本植樹したって出ているんですね。亶理町、今回は約1,000人という話ですけれども、10分の1ということではありますが、いい植樹祭をつくり上げていきたいと思っています。

次の質問に移ります。町内の各学校に植樹祭への参加を呼びかけ、自然に親しみ緑を守る活動を進めてはどうかということであります。今の答弁にも関連しますけれども、まず答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

今回、この植樹におきましては東日本大震災の後に町内の小中学生が育てました広葉樹の苗木を使う計画であります。海岸防災林を単なる防災施設にするだけでなく、自然環境学習の場として活用し、保全していくためにも、小中学生の参加は不可欠と考えております。今年度においては町内全小学校へ参加募集をしているところであります。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 関連がありますので、これは通告外になるかと思いますが、緑の少年団がありますね。昨年も2回ぐらい亶理町に来て、島根県から来て海岸林の苗木の育成とかやったということですので、私も無知だったので、わかる範囲で結構です。緑の少年団について亶理町の現状についてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長より答弁いたします。

教育長（岩城敏夫君） 緑の少年団について亶理小学校で活動しておりまして、近隣の植樹あるいは環境保全というか、そういう活動をしております。きちっとしたユニフォームもございまして、その姿を見ればすぐ緑の少年団ということで亶理小学校で活

動しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 3 番（小野一雄君） 緑の少年団は公益社団法人国土緑化推進機構が国土緑化推進業務の一環として昭和45年から各学校や地域を単位として緑の少年団が結成されたということでありまして、目的は次世代を担う青少年が自然に親しみ、緑を守り育てる活動を通じて森林に関する知識を身につけ、健全な社会人を育成することを目的としているんだということであります。通告外でありますので、この辺にとどめておきますが、ひとつ小学生の参加、やはり小さいうちから、こういったボランティア活動に参加をして、こういった知識を身につける、それを体で覚えてもらうというのが大事ではなからうかと私も思っております。以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私から、今の件含めまして申し上げておきたいと思えます。緑の少年団は、今教育長言いましたように亙理小学校にあるんですけども、今から33年前、私小学校の会長をやっていたときに緑の少年団の宮城県の会長をお呼びして講演会を開催したことがあります。ですから、亙理小学校は校内植樹とか環境保全で日本一あるいはそれに準ずるのが2回ぐらいあります。それだけの実績がこの小学校にあります。このことを申し添えます。

先ほど、体育館で大変貴重なご意見をいただいたんですけども、この件について亙理町がすごいなと思ったのは町内に4つの体育館があるんですね。佐藤記念体育館、吉田体育館、荒浜体育館、亙理町B&G海洋センター体育館、4つもあるというのはすごいことだと思います。隣の山元町は1つです。山元町体育文化センター。岩沼市も大きいですけども、岩沼市総合体育館1つです。名取市は、名取市民体育館と増田体育館、高館体育館の3つございます。角田市は市でございましてですけども、角田市総合体育館1つ。柴田町はうちより人口4,000人多いんですけども、柴田町民体育館と船岡体育館。亙理町は3万4,000人で4つあるのはすごいことだと思います。

これは利用して何ぼの世界ですから、先ほどお話しいただきました利用をもっとするような方策を今後ともご指導いただきたい。亙理のすごさもアピールして終わります。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。休憩。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番。木村 満議員、登壇。

〔15番 木村 満 君 登壇〕

15番（木村 満君） 15番、木村 満です。私は2点質問させていただきます。

1点目。子供の貧困対策について。2点目。被災地域の医療体制についてです。

それでは早速1点目。子供の貧困対策について質問させていただきます。本件については平成26年9月定例会にて佐藤副議長が一般質問されていますが、私自身も重要な課題と考えておりますので、重複する部分があるかもしれませんが、改めて質問させていただきます。

ご承知のとおり、貧困家庭は16.3%まで達し、これを子供1人当たり直すと6人に1人の割合で貧困に陥っているとされております。これは国全体の話であるということと、貧困線の設定が手取り収入の中央値の半分ということですので、都市部と地方の格差なども影響していると考えられるんですけども、それでも子供の貧困が及ぼす影響というものは非常に大きいと考えております。

日本財団が出している子どもの貧困社会的損失推計レポートにおいて、子供の貧困に及ぼす影響についての試算が出ております。試算の方法としては、推計対象である貧困世帯に属する15歳の子供18万人を対象として、貧困が解消された場合に非貧困世帯と同様の進学率となった場合の生涯所得の変化と税収並びに社会保障負担に及ぼす影響を試算したものであります。結果としては、生涯所得においては2.9兆円、税・社会保障においては1.1兆円ほどいい方向に動くという試算であります。1人当たり平均すると、生涯で2,200万円の社会損失、これの推計が19歳から64歳ということですので、1年当たり直すと1人当たり平均50万円の社会的損失があるというインパクトを与えております。これを踏まえて質問させていただきます。

（1）平成28年3月に宮城県子どもの貧困対策計画が策定されましたが、これを

受けて本町ではどのような対応をとるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

子供の貧困対策につきましては、平成26年1月に子どもの貧困対策推進に関する法律が施行され、本年3月に宮城県子どもの貧困対策計画が策定されたもので、県全体で取り組むべき施策が示されたものであります。計画は、みやぎの子どもたちがその生まれ育った環境によって左右されず、また東日本大震災の被災によってその将来をあきらめることなく夢と希望を持って成長していくことができる地域社会の実現を目指すことを基本理念としておりまして、推進施策として教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援、東日本大震災被災児童等への支援の5項目が挙げられております。

亙理町におきましては、これまで亙理町児童生徒就学援助要綱に基づきまして経済的理由によって就学困難な小・中学生の児童・生徒の保護者に対して学校用品、通学用品、遠足や社会科見学等の校外活動、修学旅行、学校給食費等の援助を行っているほか、保育所保育料につきましても亙理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例に基づき、要保護世帯やひとり親世帯の保育料の軽減を行ってきているところであります。

さらに、本年9月から低所得世帯の負担軽減を図るため、年収約360万円未満相当の低所得世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第1子が小学生以上であっても第2子の保育料を半額、第3子以降を無償化するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第1子の保育料を半額、第2子以降を無償にすることとしております。また、東日本大震災の被災児童の支援についても、支援団体や大学等の協力を得ながら芸術鑑賞やスポーツ指導、外国語を含む学習機会の確保等を行っているところであります。

今回、宮城県の計画が策定されたことを受けまして、亙理町においては、計画に沿った取り組みを行うため、現在、その内容や対象について検討を行っているところでありますが、子供の貧困は低所得世帯に限ったことではありません。一定の収入があっても保護者の家計管理能力が乏しく、貧困状態にある子供がいることも現実であり、支援施策の実施に当たっては貧困世帯の線引きが難しい状況であることも事実であります。

しかしながら、子供たちが心身ともに健康で、夢と希望を持って成長することができるよう、今後、教育委員会を初めとする関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 今回の宮城県の計画策定を受けて、これに沿って対応されるということだったんですけれども、先ほども申し上げたとおり、子供の貧困を通して見た場合の社会的損失というのは非常に大きく、先ほどの数字というのは全く過小評価しているものだと私自身は考えています。なぜならば、犯罪率とかそういうものを含んでいないからであります。それと、そこまではいかないかと私は思うんですけれども、ある学者の方は子供の貧困をコストと捉えた場合に、生涯で1億円のコストを生むとしている方もいるようであります。

ただ、コストコストといってもそうではなくて、実は今の社会情勢を見てみると、この少子高齢化という中において、将来において子供が果たす役割というのは非常に大きくなってきているということになっております。そのようなことを鑑みると、宮城県の計画に沿った取り組みだけではなくて、本町独自でも何か取り組むべきかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今のところは先ほど答弁したとおり、まだ検討中ということでございまして、具体的にはこれからということでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） それでは次にまいります。子供の貧困対策において、負のスパイラルを断ち切るには学習支援と生活の基盤である衣食住の直接的な支援が必要です。もちろん、親の就労支援というのも重要な部分であるんですけれども、今まさに貧困に陥っている子供だとか急に貧困に陥ってしまった子供を支援するためには子供に直接支援することが重要と考えております。

学習支援についてなんですけれども、先ほどのレポートによって5点が指摘されております。

その中の3つ、ご紹介させていただきます。1つは、家庭の社会経済的背景の重要性ということで、家庭の所得と保護者の学歴が高いほうが問題の回答率が高いということです。これは、社会経済的背景の格差なんですけれども、このこと自体、

子供の努力、勉強時間とか挽回することができないということが明らかになったということです。2つ目は、学力に応じて高い成果を上げている学校には共通の特徴があったということです。具体的には7点上げられます。家庭学習指導、管理職のリーダーシップとチーム意識の構築及び実践的な教員研修、小中連携教育、言語に関する授業規律や学習規律の徹底、学習教育の活用、基礎・基本の定着の重要と少人数指導、放課後や夏季休業中の補修の7点指摘しております。3つ目なんですけれども、ひとり親世帯の子供は相対的に学力テストの正解率が低いということなんですけれども、母子家庭と父子家庭はその背景が異なるということが明らかになったということであります。母子家庭においては経済的支援というのが重要である。父子家庭においては関係的支援、要するに学校と地域とのかかわりが重要であるという結果であります。

このことを私なりに解釈すると、子供の努力だとか子供次第とか親次第という考え方というのは少し無責任なところがあって、行政とか教育機関が果たす役割というのが大きいのではないかと考えているんです。

そこで、教育支援として(2)と(3)を実施したらどうかということで提案させていただきます。貧困に陥っている子供に対する教員OBや学生ボランティアによる家庭学習支援であります。これは、埼玉県で実際に支援されているようです。これも以前佐藤副議長が質問されておったんですけれども、このときの答弁としては低所得者に特化したサービスとなるとプライバシーの問題があるということで難しいということだったんですけれども、申請に基づいて家庭訪問形式にすればプライバシーの問題も解決するのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長(佐藤 實君) 町長。

町長(齋藤 貞君) 学習に関することですので、教育長より答弁させます。

議長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) それでは、貧困による子供対象ではないわけですが、学習支援ということで回答させていただきます。

平成25年度より、宮城県の委託事業によります学び支援コーディネーター等配置事業を町内全ての小・中学生を対象にして実施しております。ことし3年目を迎えるわけなんですけれども、実施内容といたしまして夏休みに悠里館・亘理小学校・逢隈地区交流センターにおいて、退職された教員や大学生ボランティアを活用した学習

支援を実施しております。ちなみに、ことしの夏休み期間中6日間、午前は9時から12時、午後は1時から4時まで実施しております。教員OBの方4名、全て校長上がりであります。学生ボランティア、県内の大学から45名の協力をいただいております。参加した児童・生徒数は延べで550名ほどになっております。

そのほかにも、吉田小学校、逢隈小学校も独自で実施しております。吉田小学校は延べ3日間ですけれども、71名、逢隈小学校は2日間だったんですが、279名の児童が参加している。また、荒浜小学校におきましては放課後学習支援として週1回から2回、1学期もやっております、2学期もそろそろ始まることになっていきます。放課後、退職された教員を中心に、荒浜小学校の元校長だった先生なんかも協力していただいております。地域のボランティアを活用して学習支援を荒浜小学校は放課後学習を行っており。特に、学生ボランティアは二十前後なものですから、児童・生徒と年齢が近いということで親しみを持って学習に取り組めることから非常に有効であり、今後もその活用を進めてまいりたいと思っております。

そしてまた、要保護世帯、準要保護世帯、ひとり親世帯等の小・中学生及び中途退学が危惧される高校生を対象とした学習支援につきましては、今後、公共施設を活用した新たな児童・生徒の居場所づくりとあわせて早期に支援できるように、宮城県とも連携を図りながら体制整備について検討してみたいと考えているところであります。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 私自身、子育てしている親としてさまざまな取り組みをしていただいているということは存じ上げております。ぜひ、その取り組みは続けていただきたいと思っているんですけども、しかし、貧困の子供に目を向けると、全体と一緒に取り組むということに加えて、もう一步踏み込んだ支援が必要なのかなと考えております。それが先ほど申し上げた家庭学習支援なんですけれども、家庭教師的な存在としてマンツーマンで支援するのがいいのではないかと考えております。

理由としては、貧困の子供たちというのは学習意欲の低下、自信の低下、希望の低下が学力に影響しているとされております。これは14年8月に子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されました。これによれば、学校が子供の貧困対策の最も重要な施設と位置づけられたわけなんですけれども、これを受けて最近ではスクールソーシャルワーカーとの連携強化というのも行われているものだと思っております。

要するに、教育に福祉的な手法を取り入れないと貧困の連鎖を食いとめることはできないということなんだとっております。よって、家庭訪問形式にすることで、より家庭を見るということで、問題の本質というものが見えてくるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 家庭に訪問して支援するという取り組みもあるかもしれませんが、なかなかそこまで踏み込んでいけるという状況には今現在ないんじゃないかと思えます。大学生とかあるいは地域のボランティアが家庭訪問ということになると、夜がメインになるだろうと。ボランティアの方も仕事を持っていますし、学生も授業がございいますので、夏休み等だったらば可能かもしれませんが、大学生にとっては。ただ、やはり一堂に集めて集団的に指導していく。もちろん、個別に指導はしますので、集団で集めても個別指導していますので、そちらのほうがむしろ効率的なのかなと。

なお、個別に支援を必要とする場合、本町の教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置して家庭に訪問していただいております。これは主に不登校の子供たちをメインにしてやっていますけれども、経済的な貧困を抱えている子供たちに対応するというので、問題行動が起こればそれは可能だと思えますけれども、貧困家庭にいる子供たちでも健全に成長している子供もいるわけですので、一概にそういう中ですぐということはなかなか難しい。ただ、要請があれば家庭訪問、スクールソーシャルワーカーの派遣は可能だと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 現状、ちょっと難しいということで次の質問に移らせていただきます。

もう一つ提案させていただきたいのはキャリア教育の充実なんですけれども、小・中学校において、学年ごとにその程度に応じたキャリア教育の実施というのを行ったらどうかと考えております。なぜ学ぶのかということが、今学んでいることが将来どのように役立つのか、社会に出たときにどんな仕事があるのかということ年齢に合わせて学ぶ機会をつくることにより、社会とのかかわりをつくったり、学ぶ意欲の向上につながると思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） キャリア教育の充実ということですね。お答えしたいと思います。

小・中学校におきまして学年ごとにその程度に応じたキャリア教育の充実ということでございますが、文部科学省、そしてまた宮城県教育委員会におきましてもキャリア教育の重要性をうたっております。その背景としまして価値観の多様化した変化の激しい現代社会におきまして児童・生徒、自分自身の将来像を描きにくくなっているということ。また、今や経済的な雇用保障が望める職種は非常に少なくなっているのではないかと考えてもいいのではないかと考えています。

かつて、就職すれば企業とか会社が家族のように社員に愛情を注いで成熟した大人へと育ててくれた一面もあったわけでございます。そのような背景においては、学校教育は最終的に就職できることが児童・生徒の自立に向けた大きな目標地点であると考えることができたわけでございます。しかし、その構造が崩れつつある現代社会におきまして、学校教育段階から見通しを持って児童・生徒が自立性を高めていくということが非常に大事だという認識から、自立性の高まりとともに勤労観、職場観を育てていくという視点で現在キャリア教育が展開されております。

宮城県のみやぎキャリア教育プランの中におきまして、小学校におきましては生活や学習の課題に対して自分がよいと思うことを考え、見通しを持って行動するということが加わっております。中学生におきましては、自己の個性や興味関心に基づいてよりよい選択ができ、自分の目標に向かって継続的に努力するといった目標を設定しております。

また、宮城県教育委員会で行っている最重要施策、いわゆる志教育でございます。私はこの志教育そのものがキャリア教育じゃないかなと考えております。これは3つのキーワードがございます。かかわる、人や物にかかわる。求める、これが2つ目ですね。いろいろかかわった中で興味関心を持ったものに追及していく、学習意欲を持っていく。そして果たす、他人のために果たす、あるいは自分のためにもあると思いますけれども。いわゆるかかわる、求める、果たす、これが志教育のキーワードなわけです。学校では1時間1時間の授業に志教育を必ず位置づけております、本町ではですよ。そういうことでやっております。

それぞれの学校がそうした目標設定の中で創意工夫を凝らして授業を行っておりますし、具体的に言えば、地元の農家の方に指導していただく農業体験、あるいは地元の多くの企業等の協力を得て行う、中学校ですけれども職場体験などですけれ

ども、各校とも学年に応じなおかつ特色を持たせながら行っております。

亘理中学校では1年生全員が喜多方市に行って農家に泊まって農業体験します。間もなく出かけるはずで、これもことしで4年目です。県外まで行って農家の体験をする、福島の喜多方市です。また、4つの中学校では主に2年生、1年生も入っているかと思われかもしれませんが、その道のプロの方、十数名を招聘しましてその道に進んだわけ、そしてその道で今取り組んでいること等についてじかに子供たちにお話ししてもらおう。子供たちはその話を聞いて、10人ぐらいローテーションして回りますので、10人からの話を聞いて将来の職業観を植えつけようという取り組みを町内4つの中学校で実施しております。

したがって、やはり将来のビジョンというか職業観、勤労観も含めてキャリア教育というのは非常に大事だろうと私は認識しておりますので、今後もさらに充実をさせていきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） こちらも、実際、小学校・中学校と子供がおりますので、本当に私が学生時代のときにはやっていなかったようなユニークな取り組みをしていただいているなと思っております。私自身はそれに加えて、その道のプロの方のお話ということがあったんですけども、それに加えて研究者だとか上場企業の役員だとか、そういう有名どころの人を呼んできて話をしてもらおうとおもしろいのかと思います。理由は志が学習意欲につながるという考え方もあると思うんですけども、実際、志というのは醸成されていくものだと考えておるんです。やはり、小さい小学校のときとかは、志というよりは夢を持ってもらうというほうが重要なのかなと考えます。ですので、その道のプロももちろん大切だと思うんですけども、有名どころの方に話をしてもらって、こうなりたいな、ああなりたいなと思うということがいいのかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） その道のプロというのは著名な方の招聘、これはスポーツ界で国で施策としてやっております。本町の小学校でもオリンピックまでは出ないとしても、それに近いような著名な選手を呼んで子供たちに直接指導してもらおうということもございますし、松島から仙台までの女子駅伝、企業なんですけれども、その選手も前日には学校に来て直接指導する、希望する学校があればそれをやってもらって

ます。

本町でもある学校ではやっていますので、スポーツ界が多いんですけども、直接著名な方を招聘して子供たちに指導してもらう機会を設けておりますので、これは大変子供たちにインパクトを与えることかなと思っております。ただ、文化面とか研究者については今後また検討させていただきたいと思っておりますけれども、何せ学校独自で招聘する場合もございまして予算も伴うわけでありまして。文科省から承認されていけばほとんどお金はかからないんですけども、全く著名な方を特別に呼ぶとなると大変なことも考えられます。学校単独ではなかなか難しいということも言えると思っております。その辺、今後検討させていただければと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひ、前向きに検討していただければと思います。一番最後の質問に移ります。（4）です。生活支援としてなんですけれども、私自身は学校の長期休暇中における食事の提供というのが有効じゃないかと考えております。貧困に陥っている子供に限らず、子供たちにとっては給食が一番バランスのとれた食事である可能性があります。そのために長期休暇中の栄養を考えて食事を提供してはどうかと考えております。しかし、行政で行うということは課題が多いと考えますので、貧困対策において民間のNPOなどが活躍している地域があって、子供食堂などが好事例であります。なので、本町においても社会の課題などを事業によって解決しようと試みるような社会起業家が活躍しやすい環境というものを整備してはいかかかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 宮城県の計画ではその他の教育支援として子供の食事、栄養状態の確保を掲げております。子供の健やかな発育や将来の生活習慣病予防のためにも望ましい食習慣の定着を図ることとしております。背景には朝食の欠食がありまして、通常は学校給食である程度必要な栄養は補えるものの、申されるように夏休み等の長期休業期間中は十分な栄養が確保できていない児童・生徒もいると思われまして。食生活の乱れはだるい、疲れがとれないなどの不定愁訴や集中力の低下、いらいら感などから日常の生活や心身の発達にも影響を及ぼすものであり、発育発達の重要な時期である児童・生徒への支援はぜひ必要と考えております。

町といたしましても、先ほど答弁いたしましたように県の計画に沿って内容を検

討しているところでありますけれども、民間団体等の活用や木村議員ご質問の社会起業家が活躍しやすい環境の整備につきましても、子どもの貧困対策全体の中で検討してまいりたいと考えており、亘理町の子供たちがその環境に左右されず夢と希望を持って将来を見通せるよう官民が協働して取り組む体制の構築に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 実際、地域の課題というのは複雑化していて、行政の手が届きにくくなっております。それを解決しようとしてボランティアが立ち上がるわけなんですけれども、ボランティアが継続しにくいということで、この間新聞にも子供食堂を立ち上げたんだけど、資金が不足して事業が回らなくなっているというのを目にしました。そうしたものを解決しようとして、地域の課題自体をビジネスチャンスと捉えて収益を出しながら地域の課題を解決していこうというのが社会起業家であります。

社会起業家が活躍できる要件は2つあると私は思っています。そして、この2つは充足要件でなくて必要要件です。1つ目は、行政と政治の側に地域の課題を新たな枠組みで解決できるような社会変革を求める強い意向があること。2つ目は、社会起業家が社会変革を後押しするような有力な民間団体とつながること、この2つが必要条件と考えております。よって、福祉分野においても商工会との連携強化が必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かに、社会起業家、いわゆるソーシャルビジネスということで置きかえられると思いますし、世界的には一番はバングラデシュだったですか、非常に最近注目を集めていることだと思いますし、私も非常に関心を持っております。ただ、それにはやはり2つの要件があるということで、なかなか実際のところ難しいかなということも認識しております。今後ともこの点ではいろいろとご指導いただきたいところですが、現在活動している亘理の団体もありますけれども、課長から報告します。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 先ほど木村議員おっしゃったように、NPOで子供食堂を立ち上げているということがありましたけれども、町内においてもいちごっこさんで食事

の提供を行っているということもあります。先ほど木村議員おっしゃったように、なかなか継続性が難しい、確かにそのようなことが考えられるかと思います。今後においても社会起業家の受け入れについても考えていかななくてはいけないのかなど。商工会とのつながり、そこも少し研修させていただいて、今後それに向かって検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 確かに行っていらっしゃるんですけども、あそこもたしか財源が補助金だったかと思いますので、事業で収益を得ながらというのはまた違うのかなと考えております。そのようなことを鑑みるとやはり連携強化というのは進めていただきたいと考えております。

次の質問に移るんですけどもよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員に申し上げます。

一般質問の途中ではありますが、ここで一旦休憩をいたしまして再開後に残りの一般質問を行います。

それでは、休憩といたします。

再開は13時00分といたします。休憩。

午後 0時04分 休憩

午後 0時54分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村 満議員。

15番（木村 満君） では、第2問目に移ります。地域医療体制について質問いたします。

（1）安心して生活ができるためには、医療機関が通院範囲内にあって、かつある程度の利便性というのが必要かと思います。第5次総合発展計画の中に、町民が不安なく暮らせるよう関係機関と連携し、地域医療の整備充実に努めていきますとあります。現在、医療機関が近くになく不安に感じている町民もいるかと思うんですけども、そのような町民が安心できるように今後どのような地域医療体制というのを構築していくんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えします。

被災地域の医療体制についてのご質問でございますけれども、亘理町の地域医療

につきましては震災前から亙理郡医師会との連携・協力によりまして、現在の医療体制が成り立っていると考えております。保健衛生事業はもとより、休日当番医、平日夜間の初期救急外来など、住民の方々の健康保持に大変お世話になっているところであります。

町内の診療所医師につきましては全員が医師会の会員で、医科16件、眼科3件、耳鼻科1件、歯科10件、皮膚科1件となっている状況でございます。震災によりまして医科2件、歯科1件が亙理町から移転・廃業しておりますが、震災後、医科診療所が3件開業しているところでございます。

このような状況の中で医師の先生方には、町民の身近なかかりつけ医として初期診療にご尽力いただいております。今後、介護保険法の改正によりまして高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるために医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を整えることが重要だと認識しております。町内診療所には入院施設がない状況ではありますが、これからも医師会の先生方との連携を密にするとともに、近隣市町の医療機関につきましても引き続き連携・協力しながら地域医療を推進してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 医師会との連携など、ソフト面では非常に考えていただけていると思うんですけども、まだハード面が充実していない地域があるのかなと考えております。そういった地域においてはハードの充実というのが大切になってくるんじゃないのかなと考えております。具体的には診療所の設置だとか、理想としては内科系の医療機関の誘致というのが一番理想なのかなと考えるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 恐らく、荒浜地区のことだと思うんですけども、荒浜地区におかれましては震災前、山本先生に長年にわたりまして診療していただいております。したがって、荒浜地区内に診療所がなく不便を感じる方も多数いらっしゃると思いますが、震災後6年目となり、その間荒浜地区に住まれている方のかかりつけ医も変わったのではないかと考えております。

診療所の設置、医師の誘致とのご意見ですけれども、診療所の設置、医師の誘致費用など相当高額なお金が必要だと思います。現在かかりつけ医となっている診療

所への足の確保というか、いわゆる交通弱者の方々となると思いますけれども、町民乗合自動車の運行経路を検討するなど交通弱者となる方への支援が一番の解決策なのかなと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 現在、交通弱者の方への支援が課題解決に有効ではないかのご答弁だったんですけども、具体的にどのようなことをお考えになっているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町民乗合自動車の件について、担当課の企画財政課長より答弁させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 町民乗合自動車さざんか号につきましては、それとあわせて今現在、循環バスわたりん号、将来的にはデマンドバスということで、その試験運行で走行していますが、これについては今年度、循環バスの乗降調査をする予定です。それを踏まえて将来的にはデマンドバスということで今盛んに言われておりますけれども、ここに出ています交通弱者対策ということで、今後デマンドバスを視野に入れて考えたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） デマンドバスについて前向きに実施の方向で検討されているということでしたので、ぜひなるべく早目に実施していただけるようにお願いします。

では、（２）に入ります。遠隔医療についてです。毎日新聞2016年4月7日東京夕刊に掲載されていた記事なんですけれども、厚生労働省は従来、診療は医師の直接対面が基本としていたところなんですけれども、遠隔診療は離島や僻地、慢性疾患などの例外と位置づけてきたわけです。これに対して、同省の2014年の調査によると、遠隔の在宅診療を手がける病院は全国で18カ所、診療所でも544カ所にとどまる。しかし、ITの高度化やデジタル端末の普及ということで、政府の規制改革会議から見直しが求められた厚生労働省は去年8月に通知を出されました。離島や僻地などに限ると言っているのは限定列举でなくて例示列举であるとなったわけですね。例示であるということを確認にしたと。これを受けて、インターネットで医療情報サービスを展開する企業というのが都市部の診療所などに相次いで遠隔診療システ

ムの提供を始めたという記事でございます。

これを利用すれば、定期的に通院している方々にとっては非常に利便性が向上するのではないかと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 遠隔治療の検討ということだと思いますけれども、遠隔治療につきましては主に離島や僻地において訪問診療を補うものとして実用化が進められ、テレビ電話を患者宅に設置したり、訪問看護師が患者宅に搬入するなどして、医師が遠方から病状を把握し服薬調整をしたり、簡単な処置を患者宅にいる看護師に指導する形態が一般的であると承知しております。また、診療は医師と患者が直接対面して行うのが基本で、初診及び急性期の疾患は原則、対面診療を行うこととされておりますけれども、離島や僻地では対面診療が困難な場合、これに準ずる場合であって慢性期疾患などの遠隔診療は可能とされているところであります。

震災後、荒浜地区に医師が不在ということでの質問と思いますけれども、そもそも無医地区の定義としては、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4キロメートルの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区とされているところであります。本町は、医科の診療所も先ほど言いましたように十分過ぎるほどございます。対面診療ができる体制が整っておりますので、今のところは遠隔診療の推進は考えておりません。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 無医地区の定義であって僻地等の定義というものは調べさせていただいておったものですから、本町において該当する地区がないことも承知しておったところなんですけれども、遠隔診療については今後ますます需要が高まるのではないかと考えております。

また、この課題は、遠隔で診療を受けた患者さんがどうやって薬をもらえるかということでもあります。これは診療を受けた際の投薬というのは院内薬局であればそのままお医者さんが投薬指示して、薬が郵便か何かで届く。しかし、院外薬局の場合においては処方箋が出てくるので、処方箋を持っていかなければいけないということになります。これがかなり課題であるとされておったところなんですけれども、投薬についても遠隔化というものが検討されております。これは国家戦略特区

法の一部を改正する法律の平成26年3月公布においてなんですけれども、テレビ電話による服薬指導の特例ということで遠隔投薬指示も可能になったということです。

この流れは今後も加速していくものだと考えているんですけれども、今できるかどうかという目線も大事だと思うんですけれども、技術の革新、規制緩和などを見据えて施策を考えていくというのも重要な視点ではないかと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げましたように、私としては亙理町については遠隔診療の対象の区域じゃないと認識しております。この点について健康推進課長より答弁させたいと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいま、町長の回答にあったとおりなんですけれども、木村議員がおっしゃるとおり遠隔診療についての規定が厚労省通知で緩和されたというところがございますが、宮城県において例えば僻地と称される丸森町の筆甫地区とかについてもテレビ電話とかを通しての遠隔診療というのは、県医療整備課に確認したところ、県内では離島とかについても遠隔診療を実施しているところはないということがございます。

医療整備課の担当者の話でございますが、遠隔診療は実施する医師と患者さんのかかわりといいますか、医師が必要だと思ってやるべきことなので、遠隔診療を推進するという点について、県とか市町村において実施に向けての取り組みを推進するという点ではないんだという見解をいただいております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 私もいろいろなところを確認させてもらっておるんですけれども、厚生労働省に確認したところ同じような答弁だったんです。原則は直接対面ということで間違いはない。しかし、若干違うんですけれども、ニュアンスが。患者さんの利便に資するのであれば、先ほど言った例示列举ということで離島や僻地に限った話でないということでした。今度、宮城県保健福祉部医療整備課に確認したんですけれども、こちらも同様の回答でして、県とか国の方針に従う必要はないということでした。

宮城県に対応している医師がないということだったんですけれども、これはい

ないほうが普通かと思います。最近注目されてきた技術とか市場ですので、いないほうが自然かと思いますので、そうしたことから町が後押しするのは重要なのかなと考えております。

町が後押ししている事例としては、日南市で、ここは無医地区に限ってやっているんですけども、無医地区に限ってということで民間団体と協定して遠隔診療を推進するという事になっている。もし、その事例が成功するのであれば、無医地区以外にもということで山間部とかにもやっていきたいという話をしておりました。

先ほど話に出ました丸森地区なんですけれども、丸森地区においては7月なんですけどヘルスケア・ハッカソンというものが開催されておまして、こちらには町の役場の方も何名か参加されて開催されております。これは、まだまだ現実的な話ではないなと思って聞いてきたんですけども、遠隔医療というものを新しい枠組みで捉えて、何か医療に役立つことができないかということを経営プランとして発表するという研修会だったわけなんですけれども、そういうことも実施しているところも現実にあるわけですから、町として後押しするということが必要なのではないかなと一つ考えられますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいまお話を伺っていますと、特に被災地ということが主体ですね、亘理町の場合は。訪問診療所も出ていると思います。私自身も今から5年前に訪問診療を受けるべく相談する段階まで、うちの家族であったわけなんですけれども。ですから議員がおっしゃっているのはむしろ訪問診療のいろんな面の利便性とか、その活用に向かったほうが私としてはいいと思うんですけども、健康推進課長の見解も申し述べたいと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 亘理町において被災地というくくりからいったら、確かに荒浜地区においてかかりつけ医だった先生がいらっしゃらなくなったということは住んでいる方にとったら大きなことで、身近に先生がいらっしゃればという思いも強いと思いますが、まず交通弱者に対する対策などもこれから整えていくということになってまいりますれば、震災後に高屋地区に整形外科の先生もいらっしゃっておりまして、荒浜地区の支所からすれば大体2キロ圏内にはあるのかなと思っております。そうしますと、医療にかかりづらい地区には荒浜地区は入

らないのではないかなと思うところございまして、ただいま町長がおっしゃったとおり訪問診療というスタイルが、これから高齢化、団塊の世代が75歳になるという2025年を見据えた場合に訪問、往診を使うような在宅での生活ができるという体制を整えるのが有利ではないのかなと思うところです。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） わかりました。以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって、木村 満議員の質問を終結いたします。

次に、9番。高野孝一議員、登壇。

〔9番 高野孝一君 登壇〕

9番（高野孝一君） 9番、高野孝一です。

私は2項目について質問いたします。

まず初めに、1つ目。互理葬祭場の改修についてです。第5次総合発展計画の中で互理地区行政事務組合で管理運営する葬祭施設について計画的に整備を図るとしております。この施設は四十数年経過しており、老朽化していると思われま。今後どのように計画的に整備していくのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 互理葬祭場は、ご指摘のとおり昭和50年3月の竣工で41年経過しております。毎年補修により施設が維持されている状況でございます。そのような中、今後どう整備していくのかということでございますが、互理葬祭場を管理運営する互理地区行政事務組合では、今年6月から互理・山元両町の担当部局及び財政部局の職員を交えた互理葬祭場整備基本方針検討会によりまして、施設の維持・更新をどう進めるべきかの検討を行っております。この検討会は担当者レベルではありませんが、ここ数年後の方向性として大規模改修による施設の延命化か、あるいは施設の新築か、大きな2つの選択肢の中から火葬炉の数など設備の規模を含め、どのような方法が妥当であるか、今後の火葬件数の見込み、火葬炉などの老朽化によるリスク、利用者の利便性、そしてそれぞれに要する費用などを判断材料に検討しているようでございます。

いずれにいたしましても、火葬場整備の資金につきましては、活用できる国の交付金や補助金制度はなく自治体が単独で負担する必要があり、これは大きな懸念事項であると考えております。

検討会については、これまで2回開催されており、今後においても予定されているようにございます。基本方針案がまとまれば、組合管理者に報告されると思いますが、ただいま申し上げたような財政的な負担があることから、基本方針案をもとに組合管理者と組合議会の話し合い、両町議会の理解をいただきながら、さらに検討を進めることになろうかと思えます。

以上、互理地区行政事務組合において行われております互理葬祭場整備基本方針検討会の途中経過をもとにただいま回答申し上げましたが、まだ検討途中なこと、また両町とも震災からの復興が最優先課題であることから、計画の明確な時期について、ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 確かに、復興道半ばでこの事業に取り組むのはいかなものかという考えもございますけれども、町長も2年4カ月前に新しく町長になって、この行政事務組合で副管理者になっております。この話も管理者である山元町長ともお話ししているのかなど、するべきとは思いますが、一番最初にその話はいつごろから出たかはわかりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げましたように、現在まで2回検討会を行っているようにございます。町民生活課長より現在の状況について。（「ちょっといいですか。質問が違う」の声あり）

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 新設にしても多分十二、三億円、十五億円かかると思えます。延命といってもこれから何年先まで延命するのかわかりません。私の資料ですと震災において国庫補助金、たしか600万円か700万円くらいいただいて、とりあえず復旧したと。しかしながら、老朽化した施設をこれから延命するに当たってもやはり延命する当初の工事と毎年かかるメンテナンス、部分的な工事費はかかると思うんです。その辺はしっかり精査しなくちゃいけない問題だと思います。それはまだ検討段階なので、まだこの先の部分かと思うんですけれども、今の時点ではどう考えているかお答えはできますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） それともう一つ、議員御存じのように、岩沼の消防との統合という

か、その線も進んでおります。したがって、現在は先ほど申し上げたように行政事務組合でもって管理運営しているわけですが、この管理運営についても、もし消防のほうだけがなれば運営方法も変わってくるので、やはり流動的なところ、それらも含めてここでここだという確答はできかねます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） しかしながら、これ絶対近い将来取り組まなくちゃない事業なんです。ですから、確かに岩沼の消防のほうとの連携はとりますけれども、たしか岩沼は火葬場は別につくっているのかなと思いますけれども、つくっていないですか。では1市2町で取り組む選択もあるということですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私の聞いている範囲では、岩沼は火葬場の新しい建設は当然前の場所と違った場所でやりますということは伺っていると記憶しています。ですから、岩沼市は火葬場については別と思っています。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） ですから、消防は再広域になりますけれども、火葬場については岩沼は単独で建設すると。だとすれば、消防関係なく亘理と山元町が行政事務組合という形で当然進めなくてない事業だと私は認識しているんですけれども。ですから、40年、きのうの一般質問の中で文教施設、学校、体育館、まだまだ古い校舎があります、49年、51年築というのがありますから、そこから見ればまだもつ施設ではあると思いますけれども、実際公共ゾーンの役場庁舎をつくるにしても最低、計画立ててから4年5年かかるわけです。今言ったように震災後に670万円ほどかけてとりあえず直した。でも、老朽化している建物ほと、毎年50万円、100万円ずつかかると。そんなのを精査して、今検討しているという話ですけれども、近い将来どちらかが新設がいいか改修して延命措置をとるかということなんですけれども、震災後5年たっていますので、早急に結論を出して事業計画を立てていくということが必要だと思います。

そこで、そのときに、延命措置をとるにしても新築するにしても、先ほど話でありますと補助金がないということなんですけれども、今後役場庁舎を建てる、本庁舎だけで38億円、保健センター並びにきのうの話ではありませんけれども給食センター、数々の箱物をつくらなければならない状況が今亘理町なんです。その中に、将

来的にはありますけれども、延命措置とるにしても全面改築工事にしてもやはり億単位の金がかかるわけですよ。ひょっとしたら同じ時期に来る可能性もあるとなったときに一番心配したのが財政です。どこからお金を持ってくるのか。借金すればそれまでは一時しのぎはできますけれども、当然それは返済しますので、まとまった金を毎年何千万円から数億円という払いもあります。そういうことはこれからの互理町の財政計画の中でしっかりと考えているわけですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたように、議員もおっしゃいましたように、今の現状の火葬場からして、もう既に2回検討会したということで、今後のこの検討会については鋭意開催して1つの方向性が出ると思います。

全くおっしゃるとおりで、財政が一番大事でございますから、当面はとにかく延命の中で将来の改築を考えていくということでの姿勢でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） これ以上質問してもいい答えが出ませんが、延命か新設か、具体的にどのくらいの検討委員会を重ねて、いつの時点で結論が出るかくらいはわかると思うんですけれども、それ答弁お願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在の検討会についての進捗状況について、担当課長から答弁させます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 高野議員からご質問がありましたけれども、今、担当班長のレベルで検討を2回ほどやっております。それで、今度は担当課の課長、財政担当課の課長を入れまして検討会を開いていきたいと考えております。まずもって、そこで来年度当初までには基本方針をつくっていきたいと考えております。その後、基本計画、実施設計、いつ建設になるかはわかりませんが、そういう段階で進んでいきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 具体的に教えていただきたいんですけれども、例えば新築した場合にどのくらいかかるのか。今の規模くらいで。延命措置を図ったときにはどのくらいで済むのかくらいは計算していると思うんですけれども、金額わかれば教えてく

ださい。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 今まだ詳しい積算はしてございませんけれども、例えば新築となった場合におよそ1つの炉に対して2億円ないし3億円はかかるのでなかろうかと。現施設を3炉そのまま建設しようとするれば今の試算ともございませんけれども、2億円から3億円掛ける3と。そしてまた3月定例会でご質問ありましたけれども、ペットの葬祭場というものもございしますので、それらを含めますとやはり今度4つの炉が必要になってきますので、2億円、あるいは3億円掛ける4という数字になるのかと思っています。（「延命の場合」の声あり）延命の場合につきましては、まだその試算はしておりませんので、今のところまだ検討会では大体このぐらいではなかろうかという、新たに建設したときの場合だけはこのぐらいではなかろうかということを出しております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） ペット含めて4炉だと2.5掛ける4でも約10億円はかかるという計算です。ちなみに場所等も検討委員会の中で検討しているということですか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 当然ながら場所も検討しております。ただ、これもまだ決まっておきませんので、ここでどこだとは今のところ申し上げることはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 前にも言いましたけれども、亘理町でも箱物めじろ押しに建設しなくちゃならない状況ですので、別に新しいものが欲しくてお話ししているわけじゃありませんけれども、近い将来的にはどっちかにしなくちゃいけないわけですね。その辺しつかりと検討して取り組んでもらえればと思います。別に今古くて使い勝手が悪いとかというイメージじゃない。確かに、新しいところに行けば亘理町が古いだけの話で、そういうことなので、よろしく検討していただきたいと思います。

次の質問です。2番目です。一般質問の進捗状況です。定例会におきまして、一般質問を通告いたします。1つの定例会、今定例会ですと約10名の議員が項目2つ以上、年間で約80から90になります。それをもう少し小分けしますと1項目で2つ、3つ、小分けしますと年間で100から150くらいの一般質問が通告されて当町から答

弁いただくという現状です。

この一般質問なんですけれども、執行部に対しての説明なり所信をただしていくという状況の中で、それらの答弁の中で前向きに検討する、今後検討するとか普通に検討するとかいう答弁があります。本日も午前中何件かありましたし、昨日の一般質問でも四、五カ所ありました。そこで、検討するの後に一般質問が終わってからですけれども、検討するという答弁の後に担当課の中でお話しもしくは町全体の課長会議等でどのように検討したか。その検討内容の報告を議員及び議会に報告すべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 言うまでもなく、一般質問については定例会のたびに行われるものでありまして、広く町政に関して説明を求め、町が町民のために適切な町政運営を行っているかどうかをただすもので、議員も御存じのとおり、一般質問に対する答弁につきましては、現時点における本町としての取り組み状況や考え方、方針といったもの等について説明させていただいております。

そういった答弁の中で、国や県等の他団体との調整や役場内部での調整、さらには財源的なものも含め、検討を必要とする要件につきましては、ご質問にありましたように今後検討させていただきまして答弁させていただいているものがあることも事実であります。

さて、質問のその後の進捗状況の報告を出すべきではないかとのことですが、一般質問の回答で今後検討すると答弁したことについては当然のことながらそれぞれの案件についてすぐに検討を行いますけれども、比較的短時間でまとめ、結果が出せるものについては予算化や事業化する段階等で議員の皆様にお知らせすることができると思っておりますが、ただいま述べましたようにさまざまな要件などから時間を要するものにつきましては、それぞれの案件においてどの段階でその結果が出せるかが判断できないものもあり、報告等を行うにしてもどの段階で報告すればよいか判断に苦慮するケースも少なくない状況であります。

そのようなことから、今後検討するとさせていただいたものについては、これまでのようにそれぞれの案件において改めてご質問いただき、その時点で進捗状況を説明させていただければと考えているところでありますけれども、この点でひとつご理解いただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 今、町長の答弁でわかったことは検討するということはすごく曖昧な言葉なんですね。本当に取り組むのかやらなくてもいいということで検討するという答弁があります。まとめて言いますと議題として持ち帰るということで検討すると。もう一つは聞くだけ聞くけれども実行しない、やらないというニュアンスで検討するということが考えられます。今の町長の話ですとやるやらないのではなくて、しっかりと持ち帰る、検討するという答弁だと思います。

そこで、その答弁の結果を報告するのが改めて一般質問の場を設けていただいたときに答弁をするということの回答だと思うんですけども、確かにそういう機会があってもいいと思いますけれども、やはり検討して短期間で結論が出る場合、これはできるできないで結構ですので、検討したけれどもほぼ3年は無理ですよと、検討したけれども1年以内にできますよというのは別に我々が再度一般質問するのを待たなくても何らかの形で全員協議会なり、そういう形で議会に回答をすることもできるのではないかと思います。

例えば、町長も以前は民間に勤めておりました。取引の業者さんが来ました。ぜひうちと取引をしてください、即答できませんね。検討します、検討してそのまま2年も3年も構わないでおけますかということですね。やはり、ある程度社内で検討したら、取引できますよとか取引できませんよという結論を相手方に伝えることが通常の社会では、社会通念上そういうふうになっています。

それを考えれば、一般質問で検討した結果を再度一般質問通告するまで待っているといいですか、報告しないというのは、聞くだけ聞くけれどもやらないという感じにもとれると思うんですけども、もう1度その辺、私が言ったから考えが変わるかどうかわかりませんが、もう1度考え直していただけますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員申されたことについて、各町村議会でも同じような経過があるかと思います。その辺につきまして担当の総務課長のほうでいろいろと調査しているのをそれを申し述べたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） ご指摘がありました、聞くだけということでは決してございませんので、その辺をご理解いただきたいと思います。

ただ、議員の質問がございましてからなんですが、他の市町の状況等調べさせていただきましたが、うちの身近な点で北海道伊達市においては報告をやってございます。ただ、それも質問した議員から議長へ提出していただいて、調査事項の調査ということでそれに対して市で検討したとか、その内容を含めてただ単に報告という形で示すだけのようでございます。最終的には一般質問で再度質問しているという状況でございますので、その点を踏まえますと検討に時間がかかる場合もございますので、先ほどの答弁で申し上げましたようにケースによって他の関係機関とも調整とかもありますので、いつのタイミングでどの状況で話しすればいいのかというのもございますから、改めて時間がかかっているのであれば、各担当課にやっているのかとかと、それはやっていると思うんですけども、状況をお話しいただいて納得できないというか、ちょっと進みが遅いとか、いろいろご指摘があれば一般質問の中でただしていただければと思います。そういう考えでございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 近隣の自治体で検討するものの扱いは確かに課長なり町長なりが言った答弁だと思いますけれども、こちらから結果のアクションを起こさないと答弁がないというのも大変私からすれば不思議な話で、宿題を預けているのに対して宿題をやった答えがないと私は感じるんですけども、そう思いませんか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 先ほども申し上げておりますけれども、その内容によっていろいろと精査しながら、予算的なこととかいろいろ検討もございまして、タイミング的にいつごろということ踏まえて結果は求められれば各課でもお答えしますので、その点でご理解いただければと思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 私、8年、9年近く議員やっていますけれども、ものによっては3年前に質問しましたけれども、その後何の音沙汰もない。3年ぶりに再質問したらまだ検討中だと。3年かかっても結論出ない。そういうことが実際ありました。

そういう事案があるということはやはり何もやっていないんじゃないのとも捉えられますので、検討するにしても3年間もかかる内容は多分ないと思いますので、我々から一般質問するまで待つんじゃないくて、それは事案によっては確かに年数かかるものもあると思いますけれども、ある程度結論出る事案もあると思います、1

週間なり1カ月で。それはそれとして、その時点で一般質問者にどういう形になるかわかりませんが返事を出し、答弁を返すということも私は必要であると思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） やはり、議員おっしゃるようなこの件については検討させていただきますということになります。議会とあとは話ということになるかと思えます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 3年もかかるような結論の検討ではいけませんので、どのくらい検討で結論が出ますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） ものによっては時間がかかる場合もございます。

前に、平成19年ごろかそのころだと思うんですけども、各課のほうで検討していると答弁した内容で再チェックしてもらったこともございますので、今後そういうことも含めて各課で答弁した内容についてチェックをもう1度していただくなどの措置を進めて、検討期間が長くないように進めていければと思っています。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 即答できないということで、町長が。この質問に対しては検討するということでありまして、総務課長からも今具体的な話が出てきておりますので、その辺の話は課内というよりも町全体、課長会議等で検討することだと思います。もし直接1カ月後に返事を出すにしても、やはり議会でどういう形で受けるのかというのいろいろ検討しなくちゃいけないので、まずは町当局の扱いがどういう判断をしてくれるか。その結論を1カ月くらいでいいですか、お待ちしますので、それでどういう形で我々に検討します後の結果、審査内容を、考え方を私たちに返してもらえればと思えますけれども、それでよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） そのようにしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） では終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって、高野孝一議員の質問を終結いたします。

次に、1番。鈴木高行議員、登壇。

〔1番 鈴木高行君 登壇〕

1番（鈴木高行君） 1番、鈴木高行です。

私は、2問、障害者福祉計画、荒浜の再生復興ということについてご質問申し上げます。

初めに、私ちょっと頭にあるものがあるんですけども、もうすぐパラリンピックが始まります。私はスポーツ番組を見るのが好きなんです。その中でも特にマラソンには興味を持って2時間半テレビを見ております。

今回、パラリンピックが始まってマラソン競技の目の見えない方々のマラソンがあります。そのときの光景は私は覚えているんですね。目の見えない方のマラソンは必ず伴走者がつきます。伴走者とともに42.195キロを走ります。この支え合いの気持ち、これがやはり障害者と健常者の本当の触れ合い、心のきずな、手の1本の綱で42.195キロ走る。そういう気持ちというのは何となくほほ笑ましいし、ああ最後の35キロ過ぎると厳しい顔で両方とも走っている。それが将来の障害者と健常者のあるべき姿かなという気を持ってマラソンの目の見えない方々の競技を見ております。もうすぐパラリンピック、世界の方々のそういう光景が見られると思いますけれども、どこに行っても障害者と健常者の立場はそのような立場であってほしいなという気持ちを私は常に持っております。

そこで、障害者福祉計画推進について質問しますけれども、亘理町では平成27年に障害児・者を対象とした福祉計画を策定する上で、地域の実情や社会情勢に即した計画にするためニーズ調査を実施しております。本町の障害者の内訳は身体障害者が一番多く1,197人です。中でも1級の方が360人もいます。次に、知的障害者の方が183人、精神障害者の方が155人、3つの障害を合わせた合計では1,535人の障害者手帳所持者がおります。また、障害者手帳を所持していないで、心の病で通院している方や難病の方などで約680人ほどおります。これを合わせると2,200人からの障害者がいるということになります。そのほか、介護保険で認定されている方、これらを合わせると町民の15%は誰かのお世話になっている障害者だという格好になります。15%というのは大きな数です。3万4,000人の15%は支え合われて生きているという勘定なんですね。

障害者の理解のなさ、曲がった考え方をした人間が相模原の知的障害者施設の殺

傷事件、19の方が殺害され、またけが人も出ました。こういう新しくできた事件も私の心の中では痛むし嫌だなという気を持っております。

人は、どんな条件であっても生きる権利があります。障害の程度は人それぞれ違います。自立の可能な人、介護が必要な人など、一概にあらわすことはできませんが、それぞれ自宅で施設で支え合って生きる社会が今望まれております。

そこで、ニーズ調査を踏まえて策定された亘理町第4期障害者福祉計画の中の基本理念が3点あります。そのうちの地域生活というのが1つですけれども、地域生活の意向という中で、就労支援という項目があります。就労支援も亘理町は、この計画の中で1つの大きな項目として支援する。自立可能な障害者の方々に対して一般の企業への就労、雇用の支援これは大切なことです。この支援を福祉計画の中で掲げているのだから、どのような形でやっておられるのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、鈴木議員の質問に対してお答えしたいと思います。

障害者の雇用、就労の推進に関しましては全国的に大きな課題であると認識しております。亘理町におきましても、亘理町第4期障害福祉計画で就労の促進及び社会復帰の促進を掲げておりまして、一般企業への就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行うことを目的とする就労移行支援の現状を把握するとともに課題に取り組んでおります。

就労移行支援は、一般就労に結びつく直接的な支援としての必要性が高い福祉サービスであります。本計画策定時の平成27年3月時点で町内には就労移行支援事業所がないことから、就労移行支援事業所の誘致を積極的に行いまして、本年2月、2カ所の就労移行支援事業所が町内に開所されております。町内に2つの就労移行支援事業所が開所したことで、亘理町における障害者の就労支援の環境は向上しております。しかし、現状で充足されたとは捉えておらず、まだ本町の障害者の就労支援の環境が厳しい状況にあることは否めません。

亘理町では、これまで平成26年度から毎月開催している相談支援事業所連絡会におきまして、就労移行支援事業所の誘致や支援学校での個別支援会議での就労移行支援利用のあっせん、さらには相談支援事業所へも就労移行支援の積極的な利用を呼びかけるなど支援機関が共通認識のもと、障害者の雇用・就労への啓発・推進活動を行っております。

障害者の雇用・就労の推進につきましては今後さらに支援策を講じる必要性があると感じており、亘理町障害者等地域自立支援協議会におきましても宮城障害者職業センターの障害者就業・生活支援センターの職員を委員に委嘱いたしまして、亘理町在住の障害者の雇用・就労支援の推進のため、情報共有を行いながら協議・検討を重ねておりますとともに、以前にも広報誌におきまして、町内の事業者の紹介や就労系事業所で身体に障害を持ちながら自分の目標に向け働いている方の紹介などを行っておりますことから、今後とも機を捉えまして広報誌等を活用しながら障害者の雇用・就労の推進を図ってまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 就労に移行するための支援事業所が、以前から比べれば2カ所ふえた。大体、わかりますけれども、そういうところがふえたのは1つのプラス材料だと思いますけれども、実際にその就労移行支援事業所で職業訓練を受けて普通の民間企業に就職するとなると大変難しい。それはその障害者本人の問題が大きいということでは理解できるんですけども、将来を考えた場合、経済的な自立が障害者にとっても大変重要なことでもあります。

例を出しますと、仙台市の場合、保健師やヘルパーが戸別訪問をして本人の外出の介添えをしたり、県職業センターに同行して情報収集する手伝いをしたり、ハローワークに紹介するなど、個別に接触し本人にいろいろアドバイスをし、自信を持たせる支援をしている。

今月の宮城県政だよりもありますけれども、村井知事も載っていましたが宮城県は全国で就労移行が最低だと。結果的には最近ではふえているんですが、就職件数は27年でハローワークを通した場合1,656件ある。雇用率も過去最高で伸びている。これが県政だよりの報告ですよ。しかし、その1,656件の大部分は仙台市であって、郡部の市町村ではこれには該当しない。当然、亘理町からも1件もありません。一般企業に就職というのは。ただ宮城県として、仙台市が主なんですけれども、こういう1,656件の就職状況になっているというのは大変うれしいことなんです。受け入れ企業も出てきた。やはりそれには、受け入れ企業側にも経済的支援、これは1人受け入れればいくらの助成金が出る。そういう形も国の方針も変わってきているので、受け入れ側も楽になる。そういう状況なんです。

ただ、この数の中に、亘理町から1件もないというのはやはり寂しいんですね。

こんないっぱい障害者の数を申し上げたんですけれども、自立支援をできるような方々がこういうところに該当して1人でも喜んだ姿を見て通勤していれば、ああ、あの人真面目に通っているなという感想を受けるんですけれども、その支援を仙台市ではやっている。亶理町は全部追っかけてやれとは言わないですけれども、そのように少しでも障害者の側に立った支援体制というのは必要ではないかなと思うんです。

だから、行政側ばかりに要求するわけじゃないですけれども、そういう取り巻きのボランティアの方々とか、そういう方々を活用して同行してもらって就労移行支援事業所に行くとかハローワークに同行してもらおうとか、そのような足がかりをつけてやるのは行政側の福祉サービスの1つの走りになると思うんです。その辺についてやれるかやれないかは別にして、そういう方向に向かいたい、向かいたくない、その辺町長の考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在の亶理町の現状について担当課長より説明させます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 障害者の自立についてはやはりとても重要なことと思っております。亶理町内の就労希望している障害者の方につきましては、個々の状況を把握しながら本人やその家族のニーズを踏まえた上で、情報提供や同行の支援などの就労支援を行っているという状況にあります。その方々のケースによって行政、相談支援事業所、関係機関が連携を図りながらこれからも個々に支援を行っていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 行政自体、規模からして違うし、スタッフの数も違う、亶理町と仙台市を比較した場合。それはわかります。だけど、やはり活用できるものは活用する。行政単体でやるとなかなか大変なんだ。NPOもいるし、ボランティアもいるし、要するに私らの中だっていつ家族の中にそういう方が出るとは限らない。常にそういうことははらんでいるんですね。やはり、さっき言ったマラソンと同じように、手を添える、携えて歩くという気持ちがないとなかなか支援の手は届かないということがあるので、常に頭の中には福祉行政というのはこうだな、必ず困っている人がいるんだなど、そのときにはこういうことを考えて手を差し伸べないとなか

なか一人でおっ放してやったってハローワークに行けないし、そういうことはあると思います。だから、もうちょっと現状把握して障害者の状況とか家族の状況を把握してそういうものを活用することが必要だと思います。それはそれで終わります。

平成25年4月に障害者雇用促進法が改正されました。企業や官公庁の法定雇用率が引き上げられたんですね。前は2%ぐらいだったんですけども、今度は官公庁の場合は2.3%になったんですか。亘理町の場合、障害者の雇用率はどのようになっているのかと、採用している障害者の種別はどのようになっていますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 先ほど申されましたように、平成25年4月に改正になりまして地方公共団体等については2.1%から2.3%になっておりますが、亘理町の今の雇用率は1.45%でございます。現在、2名の方、いずれも重度障害なんですけども、心臓障害の方と肢体不自由ということで両足の不自由な方がいらっしゃいます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 現在の雇用率が1.45で、雇用者が2人。これは前から2%という法定雇用率があったと思うんですけども、2%達しなくても、今回は募集しているようですけども、それ以前には募集した経過というのがあるんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 震災後に退職した職員もおり、基準を下回るようになったということで労働基準監督署からもいろいろご指導いただいておりますので、それに合わせて平成27年度募集をかけました。1名応募あったんですけども、当日試験会場には来なかったということで、今年度も募集をいたしましたが申し込みがなかったということで再度の募集等検討していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 昨年から募集した。以前から法定雇用率が下回っていたというのはわかっては募集しなかった、災害があったからという話ですけども、私のいた時からすれば障害者がいたんですけども、何人かはいろいろな事情でやめていったという経緯がいっぱいあるんです。4~5人は知っています、やめた方が。ですけども募集はしていない、障害者の募集は。法定雇用率を割っていても。それが現状だったんですね。今度、平成25年にこの法律が改定されて2.3%って厳しくなったからそれから募集するようになったと思っておりますけれども、実際募集してみれば応

募者は1人でも受験はしない、ことしはゼロだ。

ということは、どういうふうにとればいいのかわからないんだけど、やはりちょっと理解度が少ないんでないのかなと。ただ、後からも質問するけれども、そういう面で障害者が好んでこの互理町役場に入ってこない。やめていった人も随分いる。そういう状況を障害者の方々は知っているわけで。環境が悪いと言われてもそれは仕方がない。開かれていない、障害者に対して。どのように町長は見ておりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど、総務課長も回答しました。今まで被災したということで全くそういう混乱の中にあっただけですけど、27年度から募集を再開しています。ですから、先ほども言いましたように当互理町としまして国・県の指導に従って進めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） そんなこと聞いているんじゃないんです。今まで法定雇用率を割っていても募集してこなかった。それは何人かやめていって、前はもうちょっと充足率があった。けども入ってこないということは障害者にとって職場環境はそんなにいい環境でなかったということも言える。やめていったままだと。そういうのを改善しないと募集しても来ないよと。そういうことも言えることなんです。もうちょっと理解するような職場になってもらわないと、障害者が応募しても嫌われるということになるので、もうちょっと理解度が欲しい職員になってほしいと私は思うんですけども、その辺についてお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 少なくとも、ハード面ではこのような環境ですから、議員おっしゃったのはソフト面だと思います。障害者につきましては、私も十分わかっているつもりです。自身も経験していますから。そのところは職員も同じだと思います。したがって、雇用とかについては真摯に執行していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） それ以上言いません。ただ、もう一つ、9月号の広報わたりで職員募集して先ほどゼロだったという話ですけども、その募集記事が身体障害者の1級から4級までと限定していますね。何で1級から4級まで限定した理由があるん

ですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 募集に当たりましては、5級以下の手帳所持者につきましては失礼かもしれませんが、障害の程度がある程度低いということで、例えば肢体不自由の上肢におきましては一上肢の親指を欠く者は5級に該当となります。貴重な指なんですけれども、それが5級の該当の項目の中の1つになります。こちらの比較的軽度な方につきましては、就労しやすい環境というか、職場の中でもある程度、民間企業におきましても雇用の機会があるものと考えておりますし、町としても一般行政職の初級等の中で特別な配慮的にも大きくないと思いますので、その中で受験できるのかなということで考えておりまして、4級以上の重度の方につきましては雇用の機会もなかなか難しいかなという観点から、今回障害者限定の採用試験については1級から4級とさせていただいた次第でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 身体障害者の賃金をもらえるような就職雇用率は、一番高いので80%ぐらいは就労で賃金を得ているのは身体障害者ですね。あとのわずかな方々は精神障害者もいれば知的障害者の方。よくよく考えると身体障害者の方々の大体が雇用されているという状況なんです。ただ、亘理町のように身体障害者4級以上と限定されると精神障害者の方は応募できない。知的障害者も応募できない。そのように初めから線引いてしまって受け付けませんよという形になる。

実際、この県政だよりにあるようにストロベリーコーンズは精神障害者の方々を採用して運転手として雇って就職させているわけです。門戸を開いているわけ、こういうふうな。地方公共団体が精神障害者はだめですよという形で募集をしているわけです。それは総務課長の決裁で町長まで行っているんだから、町長も了解のうちで決裁をしていると思うんです。その姿勢が私は違うんでないですかと言っている。受け入れ体制。もうちょっと優しい、雇用対象者を広げるとか、そういう姿勢が欲しいんですよと私は言いたいんです。その辺、町長どう思っていますか。決裁している者として。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 担当の課長ですので、私から答弁させていただきますが、役場の中でもいろいろストレスチェックなり職員の健康管理に及んで事業を行っております。

すが、現在も心の病で休んでいる方もいらっしゃるという中で、今現在採用の中では身体障害者の中で設備等の対応できる分について考えていければということで、人的な配置の余裕もないという中で震災復興に当たっております。しかも派遣職員等いただいている中でなかなか余裕もないのが事実でございます、民間のようにいろいろ職分を分けて対応できる職場的な業務もないものですから、ある程度総合的に対応できる職員ということで考えて採用を出させていただいている次第でございます。精神については今後、障害者雇用の関係でも明確に入ってきてございますので、その辺はこれから採用に当たっては課題として考えていかなければならないものと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 確かに、私の経験上は心の病の方と身体障害者の方といざ職場にいた場合、どのように仕事を与えたらいいかとかいろいろ苦勞すると思います。しかし、今のようなパソコンでも何でもインターネットでも使えるような世の中になって、我々のときそんなの余り普及していなかったけれども、精神障害者の方だってそういうのを大いに利用することも可能だし、そういう方にも指導してやればある程度の業務がこなせると。そういう方向にも目を向けていただきたいなということでこの質問は終わります。

次に、2点目の質問ですけれども、市町村の創意工夫によって障害者の方々に柔軟な対応ができるということになったんですね。これが地域生活支援事業について質問します。

平成25年4月に自立支援法から総合支援法に障害者への支援内容の改正が行われた。この法の改正は、障害者の対象の拡大、サービスの質の向上、心身の状況に合わせた支援が受けられるなど、地域において社会生活ができる福祉サービスを市町村の創意で支援するというような追加改正なんですね。今まで亶理町の場合では要綱とかそういうものを決めて支援事業を従来の方法でやってきておるようですが、第4期というのは25年に障害者福祉計画を策定したわけです。これに沿った地域生活支援事業というのはどのように展開しているのかまず伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 鈴木議員の申しますとおり、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により地域の特性や利用者の状況によりまして柔軟に実施することにより効果的・

効率的な事業実施が可能である事業とされております。亘理町におきましても、平成18年の障害者自立支援法の施行に合わせて地域生活支援事業を実施しておりますが、ひとえに地域生活支援事業と申しましてもいろいろな事業がございます。

亘理町で実施している事業を具体的に申しますと、在宅で身体に重度の障害のある方への入浴支援を行う訪問入浴サービス、障害のある方が家庭生活での不便を解消し、自力での生活を支援する用具を給付する日常生活用具等給付事業、日中において障害のある方を一時的に預かることで、家族の方の負担軽減や社会に適應するための日常的な訓練などを行う日中一時支援事業、屋外での移動が困難な障害がある方の外出支援を行う移動支援事業、聴覚・視覚に障害のある方に対しまして手話や代読等で意思疎通の支援を行う意思疎通支援事業のほか、相談支援事業、自動車改造助成事業、自動車運転免許取得助成事業、地域活動支援センター機能強化事業の9事業でございます。

これら9事業につきましては事業実施要綱を整備し、事業を実施しております。地域生活支援事業は国で利用基準や報酬単価を定めている障害福祉サービスと違い、各自治体の考え方が大きく反映される事業でもあります。亘理町におきましては、事業ごとに利用者のニーズはもちろんのこと、その家族への支援もあわせて考え、近隣市町の動向も把握しながら地域における変化に対応し、利用者が利用しやすいよう各事業について年に数回担当課において対象範囲を確認しまして、必要に応じまして事業の拡充に努めているところでございます。今後におきましても、利用者やその家族のニーズをできる限り把握し、かつ地域の特性を生かしながら、障害のある方が地域の中で安心して暮らしていただけるよう地域生活支援事業のサービスを必要に応じ支援の枠を広げていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今答弁された内容は、平成18年の自立支援法の中の事業を羅列した答弁ですね。ただ、先ほどから言ったように、25年に総合支援法に変わっている。この事業には独自性を入れなさいとなっている。18年の自立支援法の事業をそのまま継続してやっているだけで、新たに町独自の支援というのは入っていないような気がします。そして、せっかく第4期の計画も策定したのであれば町の事業としてはいろいろ選定するものがあって、選定するのは単独でやる必要もないし法人もあるし民間企業もあるしボランティアさんの意見もあるし、一番は対象者の意見だと

思いますけれども、そういうのをよく把握して新たな自立支援法から総合支援法に変わったんだと。そのはっきり変わったところを明確に示す時期ではないかと思うんです。27年なんだから2年もたっている。その辺について町長の考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 具体的な町の状況について福祉課長より説明申し上げます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この地域生活支援事業につきましては、確かにメニュー的には目新しいものはありませんが、利用者の方々のニーズをお聞きしながら、現行のメニューを拡充しながら、その方に合ったサービスの提供を行うということで、今後も先ほど町長の答弁にもありましており利用者のニーズを確認し把握した上で柔軟な対応をとっていきたいなと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 町長は答弁されないようですけれども、佐藤課長だって4月に来たばかりなので中身に対しては大して詳しいことはわからないと思います。部下からのいろいろな情報で答弁しているんだろうと。町長はもう14年も役場にいるんだから、そういう情報とかいろいろなものは答弁しても当然だと私は思います。こういうことに対しては。身近なことですから。誰もがなると先ほど言ったでしょう。だから身近なことなので、やはりそういう状況把握というのは上からの下からの情報だけでなく本人が確認する必要があると私は思います。

もう1回質問しますけれども、確かに行政でカバーするのは難しい面がたくさんあります。細かなサービスについては小規模な事業所、ボランティアサークルの活用、または先ほど言ったNPOとか企業、そういうことで新規サービスを掘り起こすというのが当然なんですけれども、町ではニーズ調査というのをやっているんで、そのニーズ調査の中で障害者が必要としているもので、回答が一番多いのがグループホームなんですね。ニーズ調査の中でグループホームが一番多い。12.5%かな、グループホーム。そして、今グループホーム何カ所あるかわかりませんが、グループホームを利用している方は0.6%しかいないわけです。だけどグループホームを利用したいという方が一番多いんです。次に、短期入所の支援、そして居宅介護、ヘルパーを自宅に派遣してサービスを提供してほしいと。このような結果がニーズ調査で出ているわけです。

それに応えられない支援対策というのはいかがなものかなと、私は考えます。お
くれている。対応できていない。そういうところ、やはり町長が認識してほしいん
です。担当課長、担当課長でなくて、こうなっているんだよとちゃんと意向調査が
出ているんだから読んでいただいて。

いずれにしても、困るのは家族も高齢化しているし、当の本人も40から50、そう
いう方が大半です。そうなってくるとこの方々の将来の心配、負担、これを軽減し
てやるのが我々健常者であれ、行政であれ、取り巻く関係者であると思います。や
はり、こういうことは皆さんで考えて、福祉計画あるというんでなくて、計画から
実施に移す、早急にやるべきではないかと思うんですけれども、町長の考えを伺い
ます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおり、力不足を認めます。今後微力ながら努力し
たいと思います。

先ほど申されましたように、福祉課長は4月からですけれども、4月に赴任して
から一生懸命取り組んだ事業がございます。福祉課長より答弁したいと思います。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 先ほど、ニーズ調査で3番目までのニーズが高かったものと鈴木
議員おっしゃいましたが、これに対するものとしたしまして、現在予定しておりま
す地域生活支援拠点施設というのを全員協議会でも概要的なものをご説明させてい
ただきましたが、この拠点施設ができましたら、先ほどのニーズ調査にあった短期
入所なり居宅介護の部分についてはサービスの利用が可能になるということで、こ
れはある程度解消できるのかなと。ただ、グループホームにつきましてはこの拠点
施設ではできませんので、拠点施設を運営する法人が決まりましたので、法人とお
話をして、グループホームについても拠点施設と同じような系列で運営できるよう
なことで実施をしたいということで今後、運営法人ともお話をさせていただきたい
と思っておりました。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） これで最後にしますけれども、人間ですので、障害者になるかどう
かはわからないけれども、将来介護を受ける期間は短い長いはそれぞれみんな違
うと思います。いずれは横になる時期が必ず来るので、そういうことを心すればあす

は我が身、家族かなと思います。それを支えるのは社会全体である。

亙理町としては、やはりそういうものを得意なものとして、福祉のまちというのをPRできるような施策を展開して行って、人口減少時代と言われていますが、よそから人が移ってくるように福祉のまち亙理町というキャッチフレーズになるようなサービス提供を何点か織り込んで行って、観光とかそういうのもいいんですけども、やはり人を暮らしやすくするための施策、福祉のまちというのも1つの課題として取り上げて、よそから人を呼べるような町にする意気込みはないですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申しあげましたように、私、前半は知的障害の家族をもちまして十分わかっています。後半につきまして議員おっしゃるように亙理町の手厚い福祉の中でいろいろと便宜を図らせていただきました。今後とも福祉の明るいまちとか、その辺目指して頑張っていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） それはお願いします。

2 問目に入ります。荒浜の再興について質問します。荒浜地区の旧市街地、1丁目から4丁目は町の中心部としていわゆる亙理荒浜の市街地を形成していましたが、5年前の東日本大震災の津波によって瓦れきと化しました。荒浜を本町の観光拠点として町の社会資本、町の財産です。復旧事業で漁業関係のなりわいを取り戻すために、関連施設については大方復旧した漁港の姿になっていると思います。

しかし、旧市街地は空き地が閑散としております。もとの市街地はウナギの寝床のような宅地に家並みが連檐して形成された町並みでありました。

先日、私は荒浜1丁目から4丁目まで見て回りました。再建された家も何軒もありました。しかし、宅地の6割から7割は空き地でした。雑草が茂っていました。これらの空き地はいつになったら建物が建ち、人の会話が聞こえてくるのかなと思って通り過ぎました。亙理町では、このような状況をどのように感じているか。またどのような計画で町並みを再建しようと思っているのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 荒浜地区におきましては、東日本大震災によりまして甚大な被害を受けまして、国・県・町では災害復旧・復興事業といたしまして河川・海岸堤防整備事業及びかさ上げ道路による津波浸水対策や防災集団移転促進事業、災害公営住

宅整備事業、小・中学校及び保育所の整備、避難道路の整備、津波浸水区域における利子補給及び盛り土助成等の生活支援対策により地域への定住を図っているところでもあります。

しかしながら、被災された方々の町内陸部への移転等の影響もあり、荒浜地区の人口は震災前に比べ著しく減少しており、それに伴い個人が所有する空き宅地も多いことも承知しているところでもあります。荒浜地区は藩政時代から舟運の中継地や水産業で栄えた地域であり、本町の観光・海洋レジャー・レクリエーション機能を担う地区として位置づけており、これからも復旧・復興事業を通じまして、町内外の交流人口の核となる地域であると考えております。旧市街地につきましても堤防整備が進められたこともありまして、事業スピードを考慮し、面的な整備による宅地等の整序化によらず、個人に対する再建方法により生活再建支援金などの国の支援制度の活用や、町で制度化しております津波被災住宅再建支援等事業補助金及び津波対策住宅工事助成金による定住化、堤防及び道路整備に係る復興事業の残地の意向調査や、マッチング事業などにより宅地の有効活用を図ってまいりました。

荒浜地区の再興につきましては、津波対策の防災機能は震災前より強化が図られており、また、県道荒浜港今泉線、町道荒浜大通線等の骨格道路や鳥屋崎三丁目線、箱根田東線等の幹線道路の整備も進められておりまして、荒浜小学校・荒浜中学校・荒浜地区交流センター等の公共施設が集中する地区を中心にコンパクトな市街地形成と、阿武隈川沿いにつきましては、平成32年度までは現在の町の支援制度の継続を前提に、現位置での空き宅地の活用や情報提供等を中心に定住化に向け支援していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 町長の答弁では、荒浜について観光・海洋レジャー・レクリエーション機能を核とした地域にして人口増を図る。そして帰還者の受け入れをするなど、助成金等を利用した個人の力によって再建をする。また、地区交流センター、中学校、小学校、保育所などの公共施設を中心としたところに人寄せをする。そして条件整備として都市計画街路や県道塩釜亘理線を整備して、それらのところに人口増を図るということのようだけれども、それは認めますけれども、なかなか難しいですね。1丁目から4丁目の空き地の状態を見れば。帰って公共施設が中心になっている小学校、保育所、交流センターの周りをよく見てください。あそこは行政区で

いけばあぶくま区ですか。あそこに何戸住んでいるかというのと60戸か、そのぐらいなんです。それは住民基本台帳では荒浜は750と言っているけれども、実際私が支所に行って調査したときには、実際にいるのは621なんです。これは衛生組合に加入している人数です、621というのは。衛生組合だから日々のごみ出したり何たりするからこれは実数だろうと思います。登録は750あっても実数はそうなんです。

それで、621、箱根田東、鳥屋崎、本郷、箱根田西、あの辺に住んでいるのが四百二、三十で中は空洞化しているんです、旧市街地は。そしてここの土地は個人所有地です。宅地も点在しています。最もひどいのはやはりそれぞれ宅地の所有者の意思が皆ばらばら。市街地を形成するためのやり方があるのかわからない。個人個人それぞれ考え方が集約されていないということが一番あそこを再建するためのネックになるのではないかなと私は考えております。

このようなことから、あそこの1丁目から4丁目の旧市街地を自然任せの成り行きで市街地を形成しようとか、周りの環境整備、道路つくったから、学校つくったから、交流センターつくったからって戻ってくるという可能性はまず少ないだろうと思います。宅地の高低差がばらばらなんです。見る限りでは。そういうところに助成金を出すから自立再建で戻ってきてください、誰か買ってくださいといってもこれはなかなかおぼつかないと私は考えております。

そこで、やはりそういうところに出ていくのは行政であって、地域の方々、個人所有者の方々の意見、地区の協議会、いろいろな人と集まりがあったとき情報交換をして、互理荒浜をどのようにするかという形の情報を収集する機会を持たないとなかなか意見の集約というのはできないと思います。そういう機会をぜひ持って、それをもとにして互理町の荒浜の支援策を出していく、計画をつくる。そのような考え方を持っていないと、あそこは今もばらばらで自然におさまりつかないような形のまちになるし、人も来ないとなると思うんですけれども、町長、どのようなやり方でやろうと思っておりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいま議員申されました荒浜、私も先ほど申し上げましたんですけれども、この点についてももう少し具体的な現在の取り組みについて担当課長から説明させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、基本的には平成32年度まで、復興期間終了までに現在の空き宅地の活用とか情報提供を中心に定住化促進ということで支援していきたいと考えておりますのが前段ですけれども、今後について議員おっしゃるように話し合いの場が必要だと思いますので、町の内部におきましては以前あぶくま区を対象に意向調査、先ほど来からお話がありましたけれども、今後は初めに荒浜地区の区長会、荒浜地区のまちづくり協議会も入って意見交換会、情報交換会ということで町としては意向の把握に努めていきたいと思っております。

そのまま、もしまちづくりの計画が必要であれば、関係機関と調整しながら計画策定について、今後話し合いの場も含めて検討していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいま、担当課長から私より詳しくお話ししたと思っております。先ほど議員もお話しされたように、実際、住民登録しているのと住んでいるのが違うということはまた戻ってやろうという意思でもあるのかなと判断しています。ですから、議員おっしゃるようにどの時期からがいいのかなと私も考えているんですけれども、当事者というか地域の方々の話し合いも当然やるべきだなと思っております。

このことについて答えようかと思っていたんですけれども、実は私は私なりの構想があります。議員と同じように何度も、先週も行ってはいますが、5丁目の今地蔵さんが立っている上の堤防に立ってみたんですけれども極めてあそこの景観は素晴らしいものがあります。ですから、発災当時、佐藤實議長が防犯実動隊で毎晩出動しますと、私が夜の8時ごろ行きますと帰っていらっしゃるわけですけれども、この荒浜地区の1丁目から4丁目までは高層ビルというかマンションみたいな住まいをつくりたいものですねとよく話をしました。というのは、議員よく御存じのようにわたり温泉鳥の海はまさにそのときもお話ししたんですけれども、1つの今回の震災の非常に大きな証拠というとおかしいですけれども、こういう建物であれば今次震災でもしっかり残りますよという証拠になりますよねということで、よく今の議長とお話ししたのを今も覚えていますけれども、私は発災当時から、あそこは住まいであれば高層マンション的なものを持っていったらどうかなという発想を持っていました。実際、荒浜中学校は吹き抜けになっていますけれども、ああい

う構造体制に持っていけば、いわゆる3階以上を住まいにする、1階、2階は駐車場にするという形もできるわけですし、構造的にそういった建物であれば今次津波であっても十分人が住めるんじゃないかなという考えを持っていただけですけども。

そういう点、もともとあくまでこれは私の構想ですから、あそこの市街地、これからつくっていくには移住者、あの場合はセカンドハウス構想というのを持っているんですけども、都会と田舎の二重生活、これから進んでいくんじゃないかと考えております。先日も東京の練馬、新宿、中野区に行ったとき、区長さん方にお会いしたときも一般的にいう市場調査といいますか、そういったものになると思いますけれども、この話をしてみました。やがて東京も震災来るかもしれませんし、亙理はすばらしい、週末だけでもいいです、土日だけでも住むに相当価値がありますよとPRしています。いわゆるセカンドハウスとしての亙理を考えてもらえませんかということを各区に行きましてマーケットリサーチといいますか、ちょっと話してみました。これは私のまだ夢でございますし、具体的にはいきませんが、あの地はすばらしいところというのは朝日が見えます、夕日も見えます。阿武隈川に映りますね。山の背といいますか、蔵王なり阿武隈川に映りますけれども、これは都会で見えない風景だと思うんです。

ですから、私の感性が果たして正しいかどうかと自信がないのですが、そういった夢に近いんですけども、構想を持っています。これは実現するには当然町だけではだめで、当然地権者も必要ですし、民間の力が絶対必要になってきます。ゼネコンのある方に言ったら、「齋藤さん、東京と亙理では単価が違うよね、つくる値段は余り変わらないけど売る単価は違うよね」と、そんなことも言われていますけれども、これを私としてはぜひそういった方向に行ければいいなという夢でございますけれども、何とかそういう方法で持っていけないものかなと真剣に考えていることを申し添えておきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今町長がしゃべったのは、ここに再生進路震災5年被災地の首長に聞く、河北新報の記事ですけども、これに載っているんですね。荒浜の交流拠点、将来荒浜をどうするというところで、首都圏や仙台圏の富裕層のセカンドハウスの集まるような地域に位置づけたい。これが町長の今おっしゃったことがここに載って

います。これ、ことしの記事です。

だけど、今の構想は先ほど申し上げた地域に帰って地域の方々と協議会でも懇談会でも何でもいいから、そういう場で今の構想、セカンドハウス構想ですか、そういう話をしてみたらどのような反応が出るか1回試してみたらどうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げましたように、こういった話し合いの時期をいつにするかということ、タイミングをはかりたいと思います。今現在、やはり個人の土地でございますから、個人の土地というのは議員言うまでもなく大変難しいです。非常に微妙なところがあるわけでございます。ですから、そうそう簡単に取組めないところがあるかなということは認識しております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 確かに、私からは現実的でないと考えますけれども、実際に空き宅地を見ると70%から80%は人住んでいないところでそれを集約して高層マンションを建てる、要するに別荘地ですね、考え方にすれば。別荘地が高層マンションだ。そんなに来るかな。実際の集合住宅だって約70戸ぐらい空き集合住宅があるし、似たようなことだと思いますよ、集合住宅だって、高層マンションだって。現実にあいているのにまた新たに、高級なマンションかどうかわかりませんよ、構想では。そこをつくって大都会の方々が来るかという私は疑問に感じますね。

それもやはり、実際わかりませんよ。地域の方に、私はこういう構想を持って町長の立場で話をすればどういうふうになるかわかりません。理解されるかもわかりませんが、土地を提供されるかもわかりませんが、実際現実的にあの土地ならおら売ったほうがいいという人もいます。ただ、民間が買えば安く買いつけて高く売る。民間業者からすればそのほうがもうかるんですから。あの辺の土地は低価格で取引されるようになります。実際の売買、災害で買った土地よりも真ん中のほうが安くなるかもしれません、民間業者が買えば。転売するんですから。それで皆不整形だし。段差もばらばらだし。そういう悪条件のところを買えば民間は買いたたきますよ、不動産屋は。

そういう面で、なかなか整合性のとれたことはできないので、ある程度地域の方々と協議を持って、協議の中からのいろいろな希望が出てきたら、町としてこのような支援計画ができるとか、初めから高層マンションと持っていかないで、その辺

の地道な粘り強い荒浜再生の考え方を示す考えはないですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 荒浜のあの町並みができたのは10年20年じゃないはずでございます。何百年とかかっているはずでございます。したがって、あの地域は先ほど申し上げた舟運、水産が鳥の海湾に行きましたよね。大分さま変わりしてしまったわけでございます。したがって、これから震災を機にした再生というのはじっくり考えてもいいと思います。このようにばたばた今取り組まなくても、今議員ご指摘のとおり、やはり地権者といいますか、もともといらっしゃる方々での話し合いをじっくりした中で進めていければいいと思います。

先ほど私が言ったのは私の夢ということで申し上げました。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 私も荒浜の方々から、商店の方々とか業者の方々とかいろいろお話を聞きます。どんな感想を持っているかという、我々一人ではあそこはどうにもならない。どうにもまとまらない、みんなばらばらなんだから。まとまらないんだ。誰かかれかが中に入ってもらって、ある程度かじ取りしてもらわないとあそこはまとまらないよという感想は、たまたま私は耳にしているんですね。だから、そこに入るべきものは町かなという住民の方々もいます。そうした場合その音頭取りするのは行政なので、町長がリーダーシップとして、あの辺を何とかうまく元に戻るようなことはないと思うけれども、整然とした町に再興できるようにやっていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、先ほど申し上げました。あの地区は震災がありまして形が変わりました。今後、長い目でじっくり地権者の方々と地域の方々と話し合って進めていきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 以上です。終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時43分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 熊田 芳子

署名議員 佐藤 アヤ